

令和元年

宝達志水町議会会議録

第3回定例会

令和元年9月12日 開会

令和元年9月20日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第41号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第43号 令和元年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第45号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宝達志水町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 報告第14号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 認定第1号 平成30年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成30年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成30年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成30年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成30年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第7号 平成30年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成30年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について

令和元年9月12日（木曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	8 番	守 田 幸 則
3 番	松 浦 文 治	9 番	北 本 俊 一
4 番	林 稔	10 番	金 田 之 治
5 番	塚 本 勇 仁	11 番	小 島 昌 治
6 番	土 上 猛	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 金 田 成 人
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 松 栄 忍
参事兼財政課長 村 井 仁 志
危機管理室長 村 井 康 志
情報推進課長 村 山 敬 一
企画振興課長 安 達 大 治
住民課長 荒 井 雅 子
税務課長 定 免 文 江
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	小 川 智 子
農林水産課長	越 野 好 則
地域整備課長	藤 本 清 司
会 計 課 長	松 田 真由美
宝達志水病院 事 務 局 長	濱 中 豊
教 育 長	北 山 茂 夫
学校教育課長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生涯学習課長	定 免 敏 彦
文化財室長	村 井 伸 行

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第41号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第42号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第43号 令和元年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第44号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第8 議案第45号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第46号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第11 議案第48号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 日程第12 報告第14号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等について
- 日程第13 認定第1号 平成30年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成30年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第3号 平成30年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第4号 平成30年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第5号 平成30年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第6号 平成30年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 認定第7号 平成30年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第20 認定第8号 平成30年度宝達志水町病院事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案に対する質疑
- 日程第22 町政一般についての質問
- 日程第23 決算特別委員会の設置及び同委員の選任
- 日程第24 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまから令和元年第3回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定により、2番 勝二正人君、3番 松浦文治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、教育委員会から、平成30年度教育に関する事務の点検・評価報告書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、令和元年5月分から7月分までに係る例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） これより、本日提出のありました議案第41号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）から認定第8号 平成30年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてまでの議案8件、報告1件及び認定8件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 本日ここに令和元年第3回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べますとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について御説明申し上げます。

まず、8月23日から26日までの4日間、東京銀座の三愛ビルで開催した観光物産展について申し上げます。

この催しは「宝達志水町魅力いっぱいフェア」と銘打ち、銀座三越や高級宝飾品店「和光本館」など、日本を代表する高級店が立ち並ぶ場所において本町独自で開催したものであります。千里浜なぎさドライブウェイや宝達山の紹介のほか、特産品のルビーロマンやイチジク、和菓子、スイーツ、お茶など、自然豊かな町の魅力や名産品をPRし、町や県の関係者を初め400人余りの方に御来場いただきました。

開催に当たっては、町関係者と関係者の御協力と町内企業の御協賛をいただきましたほか、初日には、本町出身の声優で町観光大使の寺島拓篤さんも来店され、地元の魅力を大いにPRしていただきました。今後も本町の魅力や名産品を積極的にPRし、ブランド化を図るとともに、町の知名度向上につなげていきたいと考えております。

次に、豚コレラ対策について申し上げます。

先月20日に白山市で捕獲された野生イノシシが豚コレラに感染していたことを受け、防疫体制の強化に向け、県が主体となって県下全域で野生イノシシの調査捕獲と経口ワクチンの野外埋設が実施されております。本町では今月7日よりワクチンの散布作業を始めており、引き続き県と連携し、感染拡大の防止に努めてまいります。

次に、9月22日に開催されます「宝浪漫マラソン2019」について申し上げます。

今回は全国、また海外から1,800名以上のランナーが参加予定となっております。昨年同様、本町の「自然」「文化」「食」などの魅力と大会の浪漫を十分に感じながら御健闘いただきたいと思っております。

本大会は町の魅力アップに大きく貢献することが期待されております。実行委員会の皆様には、昨年以上の高評価をいただけるよう、成功に向けて万全の準備を行っていただきますよう、また、町民、ボランティアの皆様にも熱烈な御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「国の経済情勢・予算動向」について申し上げます。

内閣府の8月の月例経済報告によると、我が国の景気は輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復しており、先行きについても、各種政策の効果による雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかに回復が続くことが期待されます。

しかしながら、通商問題を巡る緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、海外経済の動向と政策の不確実性、金融資本市場の変動の影響について留意する必要があります。

総務省は先月末に2020年度の地方財政の課題を公表いたしました。その中で、幼児教育・保育の無償化など、人づくり革命の実現に向けた取り組みや、防災・減災、国土強靱化のほか、地方創生の推進が各自治体で進められるよう、安定的な税財政基盤の確保を挙げております。

地方創生については、国の次期総合戦略を踏まえ、地域の自主性、主体性を最大限発揮できる取り組みの推進を求めています。

さらに、地方の一般財源の総額確保については、経済財政運営の基本指針「骨太の方針2018」に2019年度から2021年度までの3年間は2018年度と同じ水準を実質的に確保する方針が明記されていることから、このルールの中で一般財源の確保が見込まれているところです。

このほか、業務プロセスや情報システムの標準化などで事務を効率化する「スマート自治体」の実現に向けた取り組みや、次世代通信規格「5G」を初めとした「ソサエティー5.0」を支える情報通信技術（ICT）インフラの整備推進を課題に据えています。また、自治体の財政マネジメントの強化に向け、公共施設の適正配置や老朽化対策の推進、財政状況の「見える化」、水道事業や下水道事業といった公営企業の経営改革を挙げてお

ります。

本町においても、これらの課題に対応しつつ、「みんなが誇れるまちづくり」を目指すために、第2次総合計画の策定に努めてまいりますほか、先般の「タウンミーティング」においていただいた御意見や町民の声に耳を傾けつつ、全庁一丸となって行政運営に取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提案いたします補正予算関係3件、条例関係5件、報告・認定9件について御説明申し上げます。

まず、議案第41号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、3億6,042万8,000円を追加し、総額を77億9,260万7,000円とするものであります。

今補正の歳出で最も大きいものは、公債費における地方債の繰上償還に所要の経費を追加するもので、これは地方財政法第7条により、平成30年度決算で生じた剰余金の2分の1相当額を繰上償還の財源に充当し、後年度の財政負担の軽減を図り、財政の健全化を推進するものであります。

款別では、総務費で町税過誤納還付金の不足額を追加するものであります。

民生費では、老人保護措置費の追加を行うほか、介護保険システムなど各種システム改修に係る経費を追加するものであります。また、障害者自立支援給付事業費などにおいて、前年度の国庫負担金、補助金の交付額確定に伴う返還金を追加するほか、中央保育所の改修を進める上での改修計画の策定業務、中央保育所の暖房用ボイラー等の修繕工事に係る経費を追加するものであります。

衛生費では、町民センターの融雪装置降雪検知器の修繕料を追加するほか、子育て世代包括支援センター開設準備に係る経費を追加するものであります。

農林水産費では、災害に強い施設園芸産地づくりを進めるため、農業用ハウスの強靱化緊急対策事業に係る経費を追加するほか、広域農道の片側交互通行に係る保安施設の経費を追加するものであります。

商工費では、中小企業設備投資促進事業助成金を追加するほか、宝達山山の龍宮城において改修工事の施工中に判明した床下の陥没に対する調査業務及び復旧工事費に係る経費を追加するものであります。また、古墳の湯の合併浄化槽ブローア一等の修繕に係る経費を追加するものであります。

土木費では、県営事業負担金として、のと里山海道志雄パーキング整備事業、県道向瀬杉野屋線改良事業、主要地方道押水福岡線改良事業に要する負担金を追加するほか、町営住宅、特定公共賃貸住宅の修繕に要する経費を追加するものであります。また、民間賃貸住宅建設補助事業では、当初の予定を超える数の集合住宅が建設されることから、補助金を追加するものであります。

災害復旧費では、平成30年8月30日から9月1日の豪雨により被災し、激甚災害の指定を受けた林道宝達新宮線災害復旧事業の工事費の確定により、所要の経費を追加するものであります。

そのほか、各款の人件費において本年度の人事異動に伴う所要の予算措置を行うものであります。

歳入予算では、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う保育料の減額と、これに対応する子ども・子育て支援臨時交付金を追加いたします。また、おかず、おやつに係る副食費については臨時交付金の対象となっていないため、町単独費で子育て世代の負担軽減を図るべく、減収分を補填いたします。

そのほか、財源となります歳入予算については、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第42号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は1,004万5,000円を追加し、総額を18億9,372万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、介護認定システムの改修経費を追加するほか、前年度事業確定に伴う国・県支出金等の返還金を追加するものであり、歳入につきましては、保険料、国庫支出金、一般会計繰入金、繰越金を充てるものであります。

次に、議案第43号 令和元年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第1号）についてあります。

今回の補正は、収益的支出に650万7,000円を追加し、経年劣化により業務に支障を来している検針機器の更新を行います。また、資本的支出には495万円を追加し、大坪川配水管工事の実施設計業務を行います。資本的収入では、重要給水施設給水管工事の県補助金1,175万円を追加するものであります。

続きまして、議案第44号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に

関する条例についてであります。

本案は、消費税及び地方消費税の税率が本年10月1日に8%から10%に改正されることに伴い、消費税等の課税対象となる各種料金等について、消費税等相当額の引上げを行うため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、「消費税及び地方消費税の税率改正及び水道法の一部を改正する法律」において、指定給水装置工事事業者の指定に5年ごとの更新制が導入されたため、更新申請手数料の新設、新規手数料の引き下げなどの所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、消防団員の欠格条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第48号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正についてであります。

本2案は、「子ども・子育て支援法」の一部改正により、幼児教育無償化に関連する名称・略称の変更等に対応するため、所要の改正を行うものであります。

次に、報告第14号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等についてであります。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により報告するものであります。平成30年度決算に基づく指標は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、実質赤字額、資金不足額がないため、該当がありません。実質公債費比率は8.0%と、昨年度の10.7%から2.7%減少いたしました。

これは、繰上償還による元利償還金及び準元利償還金の減少の影響が大きいことによるものであります。

また、将来負担比率につきましては35.3%と、昨年度の60.9%から25.6%減少いたしました。主な理由としましては、高利率の地方債の繰上償還を実施し、地方債現在高を抑制したこと、また、充当可能基金では前年度決算剰余金等を原資として減債基金に積み立て

を実施した影響によるものであります。

なお、公営企業における資金不足比率については、資金不足が生じていないため「該当なし」となっております。

このように、平成30年度決算の指標は、実質公債費比率及び将来負担比率ともに8年連続で改善されております。

今後の財政見通しでは、高齢化に伴う社会保障関係経費の増加に加え、インフラ・公共施設の長寿命化、小学校の統合関連事業など、財政需要はさらに増大する傾向にあります。

一方、主な財源となる地方交付税や税収などは、人口減少による縮減、減少は確実であり、財政運営はますます厳しくなると予想されます。今後も、過疎債などの地方債に過度に依存することなく、適切な財源を担保した上で行財政改革を着実に実行し、持続可能で安定的な行財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第1号から認定第8号までにつきましては、平成30年度の各会計の決算について認定を賜りたいとするものであります。

以上、案件の提案理由を御説明いたしました。何とぞ慎重なる御審議の上、適切な御決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（柴田 捷君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 傍聴席の皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、こうして議会を傍聴していただくことに関して、心から敬意を表する

ものでございます。大変御苦労さまでございます。

私から、行政全般、また行政用務、宝達高校について質問をさせていただきたいと思えます。

まず、先ほど新聞等々に出ておったんですけれども、9月現在で1万1,346人の我が町の有権者でございます。人口1万3,000人に対しての有権者でございますけれども、先般、4月に統一地方選挙がとり行われたわけでございますけれども、我が町の選挙区におかれましても、定数2名で2名の方が立候補し、無事に無競争で当選をされたわけでございますけれども、そこで町執行部におかれましては、我々は言葉には「激ビラ」とか言って、「祈 必勝」とかと書いた、そういったポスターを各陣営に、頑張ってくださいと配るんですが、我が町の執行部はその統一選のときにその扱いをどうされたのかお聞きしたいと思います。自民党公認で選出されております県議会議員の選挙事務所には、業者が書かれたその激ビラを業者の方が届けられたということを聞いておるんです。

それから、同じ場所に祈願祭があり、出陣式があったわけでございますけれども、それも同じ日の1時間違いでございます。1万3,000人のかじ取りであれば、出るのならば両方、平等に顔を出すのが本当ではなかろうかなと思うんです。時間の都合もあったかもしれませんが、片方には出席し、応援の演説もされております。公用車で出かけておるんです。であったら、平等に両方——個人の感情はよろしいですけれども、置かれた立場では両方顔を出すのが当たり前のかじ取りの仕事ではないかなと私は思うわけでございます。それについて、なぜそうしたのか、そのときはまだ副町長もいらっしゃいますね。参事もいらっしゃいます。せめて誰かが、町の行政の方が顔を出せば、こういった質問もなかったかなと思うんですが、私はいかがかなと思っております。

それから、2点目になりますけれども、今ほど提案理由の説明の中にも、500万円余りの補正予算を計上しておるわけでございますけれども、厨房等々、そういったものがあれば、本当に早急に修理、改善をしていただければなど、このように思っております。中で253万円の調査費です。以前にも全部の保育所を調査しておるんです。たくさんのお金をかけてやっておるんです。もう耐用年数も来てだめな建物もあるんです。それに第一の保育所も2億円近くもかけて改修しようかなという計画をしておるんです。中央保育所においては、全員協議会の中に執行部は新築移転をすると明言されておるんです。我々もそうしていただければと思って喜んでおったんですけれども、今、また逆戻りして253万円の調査費なんです。

一体全体どれが本当なのか。我々はその都度町民の方に知らせるわけです。軌道修正をして、また中央保育所を直すんですか。今度聞かれたら、我々も聞かれた方に答えるわけにいかないです。また変わるかもしれないです。こういったことでなくて、我々議会は、教育長にも言っておきますけれども、小学校、保育所は旧町に一個一個、最後にもう一個一個残してあげたいという気持ちが我々の気持ちだったんです。行き着く場所は同じなんです。必ずしも統合していかなければいけない。なぜ、時間をかけて遠回りをして、いらぬお金をたくさん使ってくるんですか。小学校の空調にばかり、保育所にばかり、余りにも遠回りし過ぎですよ。

これ、近いうちに一個一個残してあげないと、宝達中学校のように町一つになりますよ。もう近い将来なんです。253万円も結構ですけれども、何とか真剣に考えて、言われたことを全うして、町民のために頑張っていたきたいなど、このように思うわけでございます。

それでは、次は行政用務について少しお聞きしたいなと思っております。

6月18日、我々議会も合同視察で北海道のほうへ高校の存続、小中高一貫、そういったものの視察に行かせていただいたわけでございますけれども、6月18日に町長、副町長、担当職員、3名の方で下呂市の表敬訪問をしておるんです。下呂市もその日は議会の本会議中で大変忙しいときと聞いておったんですけれども、どの時間をお願いしてお会いしたのかわかりませんが、後ほどまたお伝えいただければなど、このように思います。7月12日、今浜海水浴場、浜開きの午後なんです。この12日の日の設定も二転三転しまして、この日に決まったわけでございますけれども、無事に浜開きをして無事故で今海水浴のシーズンも終えたかなと思っておるんですけれども、そのときも午後から町長、副町長、職員、福井のほうに行政用務だと言って出かけておるんですが、越前の古墳博物館に視察に行っておると聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

全国に1,740前後の市町行政がございまして、ナンバーワンとナンバーツーと出歩く仕事はちょっと考えられんなどと思っておるんですが、そういった視察に博物館等々行くのならば、土日のプライベートな時間に行ってきて、帰ってから担当課長、あるいは職員に、こういったところがあるから検討してみればいかがかなというのが本当の姿ではなかろうかなと思っておるんですが、いかがでしょうか。

7月26日、沢川地内の太陽光発電所、ファースト・ソーラー・ジャパン、落成式に行かれましたね。我が町にその会社が、太陽光発電の施設で3億円の固定資産税をいただいて

おるんです。そのファースト・ソーラー・ジャパンに対して、執行部として今後のお願いとか、まだまだ今後の伸びる要素とか、いろいろなことでお礼がてらお願いに、その会社に訪問されたのか、されぬのか、お聞かせいただければなど、このように思います。たくさん、まだあるんですけれども、大体この近くにこういったことがあったということで、御答弁をいただければなど、このように思っております。

最後に宝達高校なんですけれども、町から年間100万円の補助金を宝達高校にお上げしておるわけでございますけれども、我々が北海道足寄町、鹿追町に寄せていただいたときに、人口は我が町より少ないんですが、予算的には我が町とほとんど似たような予算でございます。以前はなかなか地元の高校にとどまってくれない悩みで、今、我々の置かれておる宝達高校と同じような立場で、町執行部と議会と相談をしながら、町民の方に納得をしていただきながら1億2,000万円ほどの予算を高校存続のために使っておるんです。入学された1年生の方をカナダに交換留学をさせ、お互いにそういったことを実施しながら、地元に残ってほしい、頑張ってもらいたいという思いで多額の財政を使って高校を存続させておるんです。

塾も設けたり、合同で宿泊できる、そういう宿舎もつくってあげたり、今や7割り、8割りの地元の中学生在がその高校に残っておるんです。その中でも国公立大学にはもう既に二桁台の合格者が出ておって、だんだんお子さんが残っていただき、生徒が増えておる高校であったんです。100万円上げておるから宝達高校に存続でつながっているものではなくて、以前は宝達高校も本当に吹奏楽、ゴルフ、いろいろなスポーツで、遠方は田鶴浜とか内灘、たくさんの生徒が来ておられましたけれども、最近では四十一、二名で、本当にかつかつの二クラスを確保しておるといふ現状でございますので、どうか、100万円がいいのか1億2,000万円がいいのかわかりませんが、本当に真剣に存続を考え、宝達中学のお子さん方を引きずり込むような魅力ある高校につくっていただければなど、このように思っておりますので、どうかひとつ未来に向けたすばらしい御答弁をいただくことをお願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の御質問にお答えいたします。

まず、先ごろの県議選ですね。このときに激ビラのことについて、また、出陣式等のことについてお尋ねがございました。

激ビラについては今おっしゃったとおりです。けれども、本来であれば私自身お届けするのがよろしいのでしょうかけれども、今回はいろいろな都合もありまして、業者の人をお願いしたと、そういうケースもあるということで御理解をいただきたいと思います。

また、出陣式等につきましても、温かく御案内をいただくなり、出席させていただくような環境であれば臨ませていただきたいなど考えております。

次に、行政用務についてでございますけれども、私と副町長、そして観光担当職員が6月18日、19日に岐阜県飛騨市、高山市及び下呂市、また7月12日に福井県越前市にあります越前陶芸村を訪問しております。その目的としましては、観光振興のための視察として、副町長の紹介、同行により出向いております。両名でそろって不在であるのは、町政を担う立場の者として不適切ではないかとの御指摘ですが、私は副町長と二人三脚で職員の先頭に立って行政運営に当たる必要がありますことから、今後もともに視察等に出向くこともあるかと思っております。その際には2人の参事に連絡を密にし、不測の事態に備え、町の安全のために遺漏がないよう努めてまいります。

そして、もう一つファースト・ソーラーのこともございましたけれども、ただいまの御助言も受けまして、少し考えさせていただきたいと思っております。

次に、中央保育所の改修についてお答えいたします。

保育所の統廃合につきましては、現4保育所を存続することとしております。中央保育所は築44年が経過し、建物全体の老朽化が激しい状況であります。平成30年9月議会一般質問で、現在の施設は老朽化が著しいため修繕はせずに、新しい施設を建設する。現施設の修繕は必要最低限として、当面必要なものについて随時修繕を行うとの答弁をしております。しかしながら、災害に対する安全確保等の必要から、平成31年3月議会の一般質問では、どのような整備が望ましいか検討中であるとお答えしております。そして、子どもたちにとって安全で快適な環境を実現するために早急な対応が必要と考え、現施設の改修を行いたいと考えております。

先に実施いたしました簡易な耐震診断では診断の基準を満たしてはございましたが、今回の補正予算では、現施設地内での改修構想検討のための業務委託料を計上しております。その中で、同保育所の中央ドーム部は高さがあり、面積も広いことから、1次診断の結果だけでなく、鉄筋量やコンクリート強度なども調査を行う2次診断を実施し、児童の安全確保に万全を期したいと考えております。今後、診断結果及び改修計画に基づき、中央保育所の改修を進めていきたいと考えております。

次に、宝達高校に対する支援の御質問ですが、現在は宝達高校を支援する会の活動を通じ、年間100万円の助成を行っております。この助成金は、ゴルフ、バトミントン、吹奏楽など7つの部活動への助成、宝達中学校との中・高連携活動、まちなかフラワーロードづくりなどの地域交流への貢献活動のほか、インターンシップ、企業・大学見学等のキャリア教育に使われております。これらの活動により、生徒たちは将来につながる充実した高校生活を送っており、助成金としての効果を生んでいると考えております。さらに、町としてはこの助成金に加え、JR通学者の定期券の助成や志雄地区からの通学バス運行の可能性について検討しております。

また、町議会常任委員会合同視察による北海道の先進地事例については、内容報告を拝見しております。そちらでは、高校1学年全員のカナダへの派遣、公設民営型の学習塾の設置、下宿が必要な生徒のために食事つきの下宿を整備するなど、入学者の増加につながる、幅広く手厚い施策を展開しています。地理的な特性や交通手段に目を向けると、その地域においては自宅通学可能圏内での高校数が少なく、進学先が限られていることに比べ、本町の場合は多数の高校が存在している中から、生徒や保護者が将来を見据えて進学先を選択することが可能です。

宝達高校が選ばれる学校になるために何が有効な事業かを判断し、費用対効果を十分考慮した上で支援策を考えていく必要があります。宝達高校は本町にとって大変重要な高校であり、今後も連携を密にして、魅力ある学校づくりに向け支援してまいります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） 今ほど答弁をいただきましたけれども、中央保育所、今、保育所は4保育所にすると言われたんですけども、何か本当に先ほども言ったように、本当に無駄があり過ぎて時間がかかり過ぎ、遠回りし過ぎ、以前の新築移転をなぜやめたのかも教えてくださいましておりませんので、それも、なぜ新築移転をやめたのか、お答えください。

行政用務については、より一層ナンバーワン、ナンバーツーと出張を重ねると言われておりますけれども、世の中にそういったことはないんです。自治体には。何のための副なんですか。2人の参事もいます。副町長もいます。そんなことをしないで、1人がやはり庁舎に残るべきでしょう。それはやはりやめていただきたいと思います。

それとファースト・ソーラー・ジャパン、今後考えると言ってありますが、また、行政

用務に出かけた折には、一度は顔を出していただきたいなと思います。

宝達高校については学校とも相談をしながら、さらなる支援策を講じていかなければいけない。当然議会も考え、町民にもそういったものを知らせながら予算を執行していただければなど、このように思います。

県議選については、やはり先ほども言ったように、個人的な感情ではなくて、かじ取りとしての常識的な考え方かなと思うんですけども、片や人に届け、片や演説もし、周りの方も全部私、ビデオで見えております。何をしゃべられたかも聞いております。政府自民党、公明党の連立政権、県も同じです。我々は東京にもお祝いにも陳情にも、よく国会のほうへ寄せていただいております。県のほうにも寄せていただいております。そういったことをしていかないと、町民のためにも間に合わない。だからして、個人の感情ではなくて、首長として平等にそういったものにしていってくれないと、大変町民が困るわけですから、そこをまた考えて、よろしく願いをいたしたいと思います。

保育所、行政用務、ファースト・ソーラー・ジャパンについて再質問を行います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の再質問にお答えをいたします。

まず中央保育所についてですけれども、安全性のと申し上げますのは、現在、県において子浦川の浸水域の調査をしております。これが、1000年に一度の雨でどれだけの浸水というものがあり得るか、そういったことの調査をしております。まだ結果は出ていないんですけれども、そういったことで、浸水というものが大いに心配される場所であるということは委員会でも申し上げますし、そういったことを考えたときに、現在の場所でもそれはあり得るんですが、その程度の問題であるとか、また避難先として、すぐ近くには中央保育所がございますので、めったにない雨ではありますけれども、避難所についてもよく考えておかなければいけないし、子どもたち、保育士の先生方、保護者の皆さん、皆さんが安心できる、より安全な環境であろうということで中央保育所を修繕して残すと、そのような判断をしたところでございますし、また、無駄だとか時間がかかってとか、そういうふうな御批判ございますけれども、子育ての環境をよくしておく。

なるべく子どもは減らしたくないと。そして、保育所についても伸び伸びとした環境で育てほしいと、そんなことを前から申し上げますけれども、そういったこととして必要な投資であります。

また、改修につきましても御指摘のとおりかもしれません。早急に安全なことにできるように取り組んでいきたいと考えております。

次に、行政用務に同行しないようにというお話ですけれども、今回の視察につきましても、先ほども申し上げましたけれども、観光振興について先進地の事例、また、それに組み込んでおられる事業者さんにお話を伺ってきたところです。そして、このことは町におきましても、現在地域振興とか、そういった観点からも重要性が高いと、そのように判断しておりまして、どちらかが行って1人だけ話を聞いてくるよりは、ともに行って共通認識のもとで政策を進めていく必要があると思ってやったことですし、今後逆らって申し上げるわけでは当然ないんですが、重要性の高いことについてはそのようなこともございますし、その際には十分不慮の事態にも備えられるような体制はしっかりととっておきたいと思っております。

そして、ファースト・ソーラーの件につきましてもいろいろな事情、勘案しまして検討したいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） あの、今後そういう重要なものがあればまた出かけると言われておりますけれども、そうではないんですよ。なぜ「副」という名前で副がおるんですか。なぜ特定された職員だけ連れて行くんですか。課長職でいいでしょう。保育所の件でももっと言いたかったんですけれども、今は東部用地の企業誘致に失敗しましたね。保育の場所、小学校教育の場所がないから企業に使われておる従業員が反対されて来なかったんです。だから、危険性がある、県が調査しておるのではなくて、やるならどこでもやれるんです。遠回りをせず、無駄な予算を使わず、真剣に考えてください。2人で出歩くのは土日でいいです。なぜ副町長を座らせておるんですか。2人で歩くなら別にいらんではないですか。

ソーラー・ジャパンにしても、一度は尋ねてみますと云えば済むのではないですか。なぜ今さら考えるんですか。3億円の固定資産税、自主財源ですよ。交付税が多少減ろうが減るまいが、そんなもの関係ない話です。中央保育所のやめた理由をもっと鮮明にはっきりとしてください。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 12番 北議員の御質問にお答えをいたします。

保育所につきましては姿勢を明確にということですので、今まで申し上げてきたとおりです。現在の建物ができる、可能であれば直したいと、そういった思いで今回調査をするということでございます。そして、それに絡んで誘致に失敗したとか何か、そんなお話もございましたが、御指摘のようなことが理由かどうかちょっとわからないと、そのように御指摘申し上げておきます。

そして、副町長とともにというのは、おっしゃることも御もっともですが、特に重要性が高いことで、こういったことに頑張ってもらいたいから副町長に任命したと、そんなこともあるわけです。といったことで、やはりそういうこともあり得るということで御了解いただきたい。一方で、ほかのことをないがしろにしておるわけではない。先ほども申し上げたとおりですけれども、そして、逆らって言うておるわけでもないということで御理解をいただければなと思っております。

ファースト・ソーラーにつきましても先ほどと同じ考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 12番 北 信幸君。

〔12番 北 信幸君 登壇〕

○12番（北 信幸君） すみません。答弁漏れですので、もう一点お聞かせください。

町長、副町長、特定の職員が同じメンバーで出張されておるんです。先ほども言ったように、担当の課長がおられるわけですから、課長の指示のもとで担当職員にそういうものを指示すればなということを書いてあるんですが、その点についてお答えください。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 同じメンバーでというのは、その担当職員も観光に携わっておるものですから、先ほども申し上げましたとおり、特に重要なことでございますので、幾つかの場所において実際の活動というものを見させていただく、またお話も伺うということで、知見を深めさせておく必要があると考えて、その職員と私たち2人、同じメンバーで行ったということで、課長の指示云々ということもあるのかもしれませんが、私ども、課長も当然交えてですし、話の中で決まったメンバーであるということです。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 答弁漏れございませんか。

○12番（北 信幸君） なし。

○議長（柴田 捷君） それでは、次に、3番 松浦文治君。

〔3番 松浦文治君 登壇〕

○3番（松浦文治君） 質問の機会をいただきましたので、以下3点についてお聞きします。

まず、学校で子どもたちがスマートフォンなどを持っている状況についてです。

内閣府が昨年3月に公表した平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると、全国におけるスマートフォン、携帯電話の所有・利用率は小学生55.5%、中学生66.7%、高校生97.1%となっています。2009年に出された学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みを原則禁止した文部科学省通知について、見直し検討がことし5月末から行われています。昨年のおお阪北部地震を契機に、登下校時や学校生活時での緊急時の連絡手段として、学校でも携帯やスマホを子どもたちに持たせるべきでないかという意見が持ち上がりましたが、一方で、携帯、スマホ所持を単純に解禁すれば、学校生活の支障になるのは容易に想像できるところでもあり、学校内での保管方法など、課題も指摘されております。

一般的には、国の方向的としては、文部科学大臣の発言などもあり、携帯、スマホの学校への持ち込み解禁に向かうのではないかと推測する方が多いようですが、私としては携帯、スマホには光と影の両側面があり、子どもや教育に与える影響は未整理なところが残っており、慎重な議論が必要であろうかと考えております。石川県教育委員会によると、古いデータで恐縮でございますが、2016年度の県内の携帯電話、スマートフォンの所持率は、小学校6年生で23.3%、中学1年で39.2%となっております。石川県は全国と比べて比率は低いですが、手にとる子どもは増えている傾向にあるようです。

そこでお聞きします。宝達志水町の小・中学生の携帯電話、スマートフォンの所有利用率はどの程度でしょうか。報道などで繰り返し指摘されることですが、子どもたちがスマホを使ってインターネットに簡単につながるようになって便利になった一方で、ネット上でのトラブルに巻き込まれることが全国的に問題となっております。石川県警のデータによると、県内では昨年、会員制交流サイト、SNSなどインターネットを通じて未成年者の被害者となった事件が34件起きています。

そこでお聞きします。携帯電話、スマホによる本町の小・中学生の加害者、被害者となる事案、事件の発生はあったのでしょうか。携帯電話やスマホは情報化社会でのインフラとして、もはや人々の生活に必要不可欠なものとなっております。適切に利活用できれば、子どもたちの健全な成長にとって大きな助けになることは間違いありません。しかし、物事に裏表あるように、インターネット利用による依存症、トラブルがどうしてもついて回るものであります。そこで携帯電話やスマホを適切に利活用するためには、子どもたちやその保護者に対する教育が必要だと思えます。

そこでお聞きします。携帯電話、スマホの適切な利活用を進めながら、ネット依存に陥らず、ネットトラブルを回避するといった教育を子どもたちやその保護者にしていくことは必要だと思えますが、本町ではどのような取り組みがなされているのでしょうか。また、国の学校への携帯電話やスマホ持ち込みを解禁する流れを受けて、そういった教育、取り組みをさらに強化していくことが必要不可欠になることとありますが、これから町としてどのように取り組んでいくのかお聞きします。携帯電話などは光と影の両側面があっても、みんなで話し合い、ルールを守って人に害を与えない、人を守る使い方をしてもらいたいと思っております。

次に、豚コレラ対応などについてお聞きします。

先月、豚コレラに感染した野生イノシシが石川県内で初めて白山市で発見されました。万が一、イノシシなどを介するなどして養豚場の豚に豚コレラが感染してしまうと、蔓延防止のために各発生地の農場の豚を全頭殺処分することとなり、養豚場の経営において死活問題となってしまいます。我が町にも南吉田、原に民間養豚場があり、豚コレラについて連日報道される中、当町の養豚農家の方の心配は並大抵ではないかと思えます。また、先日の新聞には、9月に入ったら野生イノシシ用の経口ワクチンが追加で補充されるので、県として宝達志水町にワクチン入り餌を散布するといった記事が載っております。

そこでお聞きします。現在、当町においての豚コレラ対策はどういったものがなされているのでしょうか。本町はかほく市、津幡町、羽咋市、それに富山県と広範囲に接しており、その対応は大変でしょうが、官民連携して効果的に蔓延を食い止めてほしいと願うばかりであります。豚コレラ感染ニュースはイノシシ肉や豚肉に対して消費者に恐怖心を与えてしまっているように感じます。

そこでお聞きします。来年度以降も町に係る豚コレラの風評被害払拭に取り組んでいくべきと考えますが、どうでしょうか。何としても町内の養豚農家への感染をあらゆる手段

で防ぐべきですし、食の安全・安心の確保のためにも、県、他市町、関係機関、団体とも連携を取り合って、スピード感を持ってできる限りの対策をとって、この難題を乗り越えていってほしいと願っております。今後、キノコ取りのシーズンを迎えるため、山に入った人や車がウイルスを広げてしまう可能性があり、その点などの対策もお願いしたいと思っております。

次に、銀座での町のPR事業についてお聞きします。

本町は、先月23日、東京銀座で初の観光物産フェアを開催し、ルビーロマンや和菓子、おだまき、棒ほうじ茶など試食販売した上で、宝達山や千里浜海岸、キリコ祭りなどを紹介するポスターが飾られ、地元の魅力をPRしたとの新聞記事を見かけました。

そこでお聞きします。宝達志水町の物産展に町長みずから行っておられたようですが、手応えや所感はどうだったのでしょうか。また、協力業者などの声はどうだったのでしょうか。このような銀座での宝達志水町の単独PR事業開催は、本町出身者方々の御協力をいただいたと聞いています。これも一筋にふるさとを思い、地元を盛り上げるためのことだったと思います。このことはとてもありがたく、心温まるものであり、遠くから見守ってくださっているのだなと感謝感激しております。また、本町の事業者の方々にも御協力いただき、町民も感謝していると思います。

そこでお聞きします。今回のPR事業を通して、首都圏に住む本町出身者らに与えた影響はどう感じましたか。来客の声はどうだったのでしょうか。また、今後も機会をつくり、こういった県外での町のPR事業開催をするつもりでしょうか。こういった事業を通じて町民と本町出身者の方々のきずなをさらに深めることができますし、町の誇りや希望となりますので、ぜひ機会があれば今後も県外でのPR事業を実施していただきたいと思えます。ますますの宝達志水町の魅力向上と誘客が進むことを願ひまして質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 3番 松浦議員の御質問にお答えします。

私からは、豚コレラ対策と銀座でのPR事業についてお答えをさせていただきます。

まず、豚コレラ対応についてですが、本町には民間2つ、石川県1つ、合計3つの養豚農場がございます。現在の豚コレラ対策は、感染拡大防止策として国・県などの関係機関や猟友会、森林組合、コンサルタント協会などの関係団体と連携し、当町の宝達山から七尾市までの富山県境にワクチンベルトを構築するため、野生イノシシへの経口ワクチンの

散布を9月7日から町内65カ所で実施しております。町としましては、町内の養豚農場で豚コレラ感染を発生させないため、国・県等の関係機関や農家との連携を密にし、職員一丸となって万全の対策を講じてまいります。

次に、来年度以降の豚コレラの風評被害についてですが、豚には屠畜場法に基づいて異常や疾病の検査があり、検査に合格した安全な肉だけが市場に流通しております。しかしながら、風評被害の悪影響に備え、養豚農家や関係機関と協力し、適時・適切な支援策を講じていきたいと考えております。

また、感染拡大を防ぐ啓発活動ですね。先ほども人や小動物だとか、そういったものが媒介すると、そういった御指摘もございましたので、感染を防ぐための手段の一つとして、そういった啓発活動も必要でないかなと考えておるところでございます。

次に、銀座で開催しました「宝達志水町魅力いっぱいフェア」についてお答えいたします。

提案理由でも御案内いたしましたが、この催しは銀座三越や高級宝飾品店「和光本館」など日本を代表する高級店が建ち並ぶ場所で、本町単独で開催したものであります。開催に当たって、町関東ふるさと会出席者の御縁もあり、ビル3階の特設店舗でフェア開催が実現したものであります。銀座の一等地での開催により、小さな町ながら多くの魅力があること、PRの力強さと積極性を感じ取っていただけたと思っております。準備期間が短く、提供できる品に限りがございましたが、町内企業の御支援や観光大使の寺島拓篤さんの御協力により、多くの方に御来場いただきましたことを非常にうれしく思っております。また、来場者からは「まさか銀座で宝達志水町の文字を見られるとは」と驚きの声が多数ありましたほか、地元の懐かしい品を東京で手に入れることができたこと、これに好評が得られたと感じております。

参加者や来場者からは、今後もこのような取り組みを行ってほしいという要望がありましたことから、今後も同様のイベントを実施したいと考えており、今回の内容や費用対効果を精査し、効果的なPR施策を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 北山茂夫君。

〔教育長 北山茂夫君 登壇〕

○教育長（北山茂夫君） 3番 松浦議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町内小・中学生の携帯電話、スマートフォンの所有率とインターネットの利用

率についてでございますが、小学生の所有率は30%で、利用率は約50%でございます。中学生の所有率は約60%で、利用率は約80%となっております。

次に、携帯電話やスマホによる本町小・中学生の加害者、被害者となる事案等でございますが、小学生ではそのような事案はございません。しかし、中学生においては多少ございました。そこで、その具体例でございますけれども、一つとして、生徒がユーチューブにアップした動画を他の生徒が見て、そのことについて悪口を言ったり言われたりということでございます。

次に、これは定番なんですけれども、ゲームで課金されまして高額請求されたことなどでございます。

また、加害者、被害者になる危険性のある事案といたしましては、生徒がユーチューブに名札がついている自分の制服姿をアップしたり、他の生徒にアップされたことがございます。生徒がSNS等に教師批判の書き込みをしたことなどもございました。いずれも生徒本人に事実確認をいたしまして、すぐに動画や書き込みを削除するよう指導するとともに、本人が特定されるようなことは、事件に巻き込まれる可能性があること、そして他人を誹謗中傷する書き込みは、その人の名誉毀損になるなどと指導し、さらには生徒が全員集まる場で同様のことを指導し、注意喚起を徹底いたしております。

次に、ネットトラブルを回避するための現在の取り組みについてでございますけれども、一つに、現在、町内小・中学校全てにおきまして、児童・生徒と保護者を対象に「非行被害防止講座」や「スマホ・ケータイ安全教室」を開催し、携帯電話やネットの危険性について知り、犯罪や事件に巻き込まれないような知識の習得に取り組みますとともに、特に、中学校ではゲームの課金による高額請求の具体例を紹介し、注意喚起を行っております。さらに、保護者にはフィルタリングの対応をとるよう依頼しております。また、パソコンを使用する授業や道徳の授業では、情報モラル教育といたしまして、正しいインターネットの使い方を指導いたしております。

さらに、今ほど御紹介いたしました以外に、啓発パンフレットの配布を初め、数多くの取り組みを行っております。

最後に、学校への携帯電話等の持ち込みを解禁する昨今の流れを受けての今後の取り組みでございますけれども、ネットトラブルの回避につきましては今ほど申し上げましたが、ネットの危険性について知り、そして、犯罪や事件に巻き込まれないような知識の習得が一番大切というふうに思っております。そこで、これからもあらゆる機会を捉え、児童・

生徒への教育と指導、そして保護者への啓発等に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（柴田 捷君） 次に、1番 岩根信水君。

〔1番 岩根信水君 登壇〕

○1番（岩根信水君） 私のほうから2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、町所有地の宅地造成・分譲について。

現在、町が所有する土地の中で遊休地となっている土地、あるいは有効に活用されていない土地の今後の活用方法についてお伺いいたします。

志雄地区の曙団地は、現状遊休地と言えますし、荻市団地は入居率もわずかで、有効活用されているとは考えにくい状況であります。加えて、建物としては相当老朽化しており、耐用年数や耐震については問題ないのかという点についても疑問があります。災害が発生し、建物の崩壊等によって住民に被害が出た場合、町営住宅としての町の責任も問われるのではないかと考えます。そのような土地や建物を放置しておくことは町にとってプラスとは言えず、何らかの処置を講ずるべきであると思います。

町は遊休地となっている土地、有効活用されていない土地を町にとってプラスになるような活用方法を考えるべきであると思います。例えば、そういった土地を宅地造成し、分譲することも町の人口増加、または住民の地元定着のために有効であると思いますが、町としての構想や考えがあればお聞きしたいと思います。

次に2点目、児童・生徒のスポーツクラブ等に対する全国大会等派遣補助金について質問いたします。

現在、「宝達志水町全国大会等出場報奨金の交付に関する要綱」にあるように、全国大会に出場する個人または団体に対して報奨金として1人当たり5,000円、団体として1人当たり5,000円、上限を5万円として交付されておりますが、全国大会の開催場所によっては本報奨金だけでは十分とは言えず、その交通費や宿泊費が児童・生徒の父兄には大変な負担になっております。本町においては、中学校の部活動にかかわるような全国大会等派遣補助金の交付要綱は定められておりますが、任意に活動する児童・生徒のスポーツクラブ等に対する全国大会等派遣補助金については定められておりません。津幡町や内灘町などは町の小・中学生がスポーツ等で全国大会に出場する際の補助金について定められているようであります。

一般的にスポーツで大成する選手は幼少のころからクラブ活動をしている方が多い。本町においてもスポーツ振興を目的として児童・生徒のスポーツクラブ等に対して報奨金だけではなく、父兄の金銭的負担の軽減と小・中学生がスポーツ等について頑張れる環境づくりのため、全国大会に出場する際には交通費や宿泊費等の補助金を交付してはどうかと思います。町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 1番 岩根議員の御質問にお答えいたします。

まず、土地の有効活用についてですが、現在、未利用状態の町有地については、町民サービスの向上や定住促進に向け、できるところから順次、宅地造成や企業誘致の候補地など有効活用を図ることとしております。例えば、志雄中学校跡地は、昨年度基本構想を策定し、住宅・公園・公共施設用地として利活用を図るため、基本計画を策定してまいります。また、今浜東部用地は企業誘致の候補地として県にも協力をいただき、情報収集を図りながら企業誘致に努めているところであります。

そのほかの遊休地についても、民間の利活用提案や土地需要、地域住民等の意向にも配慮しながら、その土地の特性に応じた有効活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、町営住宅についてですが、曙団地は昭和43年度に20戸、荻市団地は昭和47年度から49年度にかけて1棟当たり4戸、全体で8棟32戸が町営住宅として建設されております。曙団地については耐用年数が超過していることから、平成24年3月に策定した町営住宅等長寿命化計画において用途廃止することで整備方針が決まっており、入居者の移動後、随時、解体除却を実施しております。

荻市団地についても耐用年数を超過し、また耐震診断や補強、必要な補修等に多額の費用が見込まれるため、町営住宅等長寿命化計画において建てかえする予定としております。これまで安全性や被災時の責任などの観点から、あいた棟から順次、解体除却を行うため、入居者に荻市団地内で別棟への移動をお願いしておりますが、同意をいただけない状況であります。解体除却や建てかえについては、御同意いただけるように今後の方針を説明することも大切と考えますし、入居者の状況や需要の動向に配慮しながら検討したいと考えております。

次に、児童・生徒の学校の部活動以外での全国大会出場に対する補助金についてですが、

岩根議員の御質問のとおり、全国大会出場には交通費や宿泊費など多額の経費が必要となっております。本町のスポーツ振興と競技力のさらなる向上を図るためには保護者の金銭的な負担を軽減することが望ましいと考えますことから、新年度に向け、報奨金や補助金の額の増額について前向きに検討してまいります。詳細については所管の課長より説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 1番 岩根議員の御質問にお答えいたします。

本町では現在、町営住宅7団地、26棟、79戸、特定公共賃貸住宅2団地、3棟、21戸を管理しております。曙団地は耐用年数の超過に伴い、これまでに18戸を用途廃止して解体除却しており、現在2戸が入居中であります。荻市団地は8棟ありますけれども、総戸数32戸中、13戸が入居しています。耐用年数を超過していることから、現在あいている19戸については入居の募集は行っておりません。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、6番 土上 猛君。

〔6番 土上 猛君 登壇〕

○6番（土上 猛君） 私は、今定例会において3点、町長及び副町長に御質問したいと思っております。

なお一部、一番先に一般質問されました北議員と若干重複する部分もあるかと思いますが、御理解のほどお願い申し上げます。

まず1点目に、中央保育所の業務委託料及び工事請負についてお聞きいたします。

昨年、中央保育所を中学校跡地に新たに建設する旨、議会に相談もなしに報道機関に直接連絡し報道されました。今、また改修しようとする調査費及び工事請負費を500万円相当予算計上しようとしておりますが、町長はこの保育所をどうしようとしているのかわかりません。いたずらに協議を惑わせているだけではないでしょうか。もう既に中央保育所のエリアから南部保育所に移転している方々もおります。現在では中央保育所より南部保育所のほうが人数が多いと思われまして、いたずらに引き延ばしていると思えないようにも見えます。早く結論を出したほうがよいと思いますが、いかがされるのか、町長にお聞きいたします。

また、2点目には、過疎対策事業債についてお聞きいたします。

平成29年度から対象に、令和2年度までの4年間を対象とし、平成29年度は1億1,990万円、平成30年度は1億8,070万円、令和元年度は4億8,530万円と、この事業債は非常に使い勝手のいい事業債であります。国から7割交付税として還元される事業債であり、町は3割の負担をすればよい事業債であるゆえに、財政状況も鑑み、限度額をある程度抑えながら考えていただきたいと思ひます。やはりどうしても3割分の町の負債が残りますので、そこら辺をまた御理解した上で返答をお願いしたいと思ひます。

3点目には、副町長としての責務について、副町長にお聞きいたします。

本年4月1日付で副町長として就任されましたが、現在までにこの町をどう思われましたか。また、今後どのように職務を遂行していこうと思ひましたか、お聞きいたしまして私の質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 6番 土上議員の御質問にお答えをします。

まず、中央保育所のことについて、報道機関に直接連絡しというのはちょっとよくわからないところなので、申し上げておきます。

そして、先ほどの北議員との重複もございしますので、特にお答えしたいと思ひますのは、中央保育所をどうしたいかというのは、現在、大変老朽化しておぞいと、そんな状況もあります。御指摘のように南部保育所のほうに通っている、そんな児童もおります。ですので、そんなことが思われないうに、いいのになつたと、子どもたち、皆さんに喜んでいただける、地域の皆さん含めて、そんなよい保育所に、また改修していきたいと思ひておりますし、またいたずらに引き延ばしておるとか、こちらにしたけど、やはりあちらにするとか、ただ、何もなしに迷っておるとか惑わそうとか、そんなのではないということはお理解いただきたいと思ひます。やはり安全というのは本当に大事なことで、どれだけ考えても足りないようなことかもしれませんけれども、できる限りの考慮をしながら考えていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、過疎対策事業債についてお答えをいたします。

本町は平成29年度に過疎地域自立促進特別措置法の改正により、財政支援が手厚い過疎地域に追加指定され、平成29年度から令和2年度までを期間とする「過疎地域自立促進計画」を策定して取り組んでいるところであります。過疎対策事業債は、その計画に基づいて行う事業の財源として発行が認められる地方債で、事業費に対し100%充当が可能で、

その元利償還金の70%相当額が普通交付税に算入されることとなっています。これまでの過疎債の充当事業としましては、武道館改修事業、小学校空調設備整備事業、文化財保存整備事業、下水道事業のほか、子ども医療費助成や宝たち成長お祝い事業などのソフト事業にも活用しております。

議員御質問の過疎債の限度額につきましては、各年度によって充当できる事業が異なるほか、県別での配分もあり、借入額は県との協議により決まることなどから、具体的な限度額は申し上げられません。今後の事業執行にあつては、過疎債だけでなく地方債の借入れについては、実質公債費比率や将来負担比率の数値を注視しながら、後年度の財政負担が過大とならないよう留意してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（柴田 捷君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 6番 土上議員の御質問にお答えします。

4月に本町に参りまして、久しぶりに戻りまして、経済産業省の工業統計、商業統計、そして農林水産省の農業統計、農業所得統計とか、いろいろな数値を見させていただきました。私は、本町の現状は最悪期は脱したと認識しております。ここ数年、工業・商業・農業とも数値は上昇傾向にあり、財政も平成22年を底に改善を続けております。また、先般の新聞報道のとおり、子どもたちの全国学力テストの結果も伸びているというふうな数字が出ております。ただ、町のブランディング、イメージづくりという点ではほかの市町の後塵を拝していると思っております。幾ら工業統計の数値が伸びようと、商業統計の数値が伸びようと、そして子どもたちの学力が伸びようと、そのことが町の人、そして町外の人にも知られなければ、知ってもらわなければいけないと思っております。

これからも町長の補佐役として、町長がやりたいと思うことがあり、これまでなかなか進んでいない案件、例えば観光ですね——があるのであれば、それを実現する方向で行動したいと考えております。また、町長が私を呼ばれた背景には、従前の延長線上ではない、これまでとはまた違うやり方を求めていることであると思っております。費用対効果を重視し、そしてスピード感を持って職務を遂行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 6番 土上 猛君。

〔6番 土上 猛君 登壇〕

○6番（土上 猛君） 私のほうから再質問を一つさせていただきたいと思いますが、中央保育所、もし、調査の結果、新たに建設しなくては、今のところでは無理だという結論が出た場合に、新築するだけの財政的余裕があるのかなのか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、副町長においては十分なスピード感を持った事業の云々ということで、イメージづくり、町の人といろいろな人づくりから出てくるとは思います、やはり、まず私は副町長さんには、町の現状というものを十分把握した上で、そしていろいろな面に取り組んでいただきたいと思います、当然町長の補佐も大事だと思います。その中で、もう一つはやはり管理職の監督も出てくるとは思います。そういうところを十分に見た上で仕事の業務を遂行していただきたいと思います、このように思いますが、副町長さん、そこら辺どう思っているのか。それと中央保育所の財政的な面もあわせてお願いいたします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 6番 土上議員の御質問にお答えをいたします。

中央保育所の今の調査、これでだめだとなればということですがけれども、今のところ一次の調査もございますので、多分開所は可能であろうと、そのような考えの中で今般の調査を実施したいと考えておるところでございます。一方で、それがだめだったとなれば、建てなければということになりますけれども、財政的には無理ではないと考えております。もちろんしなければならぬことはいっぱいありますし、お金も必要になるんですけれども、やはり、将来町を支えてくれる子どもたちを本当に大事にしなければならぬと、そういう思いをまたしっかり持って、いい保育所にしていきたいと。直せば一番なんですけれども、そんなふうには思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 副町長 高下栄次君。

〔副町長 高下栄次君 登壇〕

○副町長（高下栄次君） 土上議員の言われました、町の現状を把握しいろいろと取り組んでほしいと、そしてまた管理職の方々の監督、そしてまた職員の指導も努めてまいりたいと思っております。これからもいろいろとアドバイス、よろしくをお願いいたします。

○議長（柴田 捷君） 6番 土上 猛君。

〔6番 土上 猛君 登壇〕

○6番（土上 猛君） 保育所の建設に関しては財政的な面は心配いらないというふうな、一応結論ではなかったかと思えますけれども、これは、保育所は中央保育所だけではないんです。第一保育所にも経費がかかっていることです。だから、2つ2つを残そうとする根拠、それがつぶれない限りは必ず片方の保育所に経費がかかっていくんです。だから、そういうところも踏まえた上で、どうしてもやはり2つ2つ必要なのか、そこら辺が私は再度質問させていただいて、最後、質問を終わりたいと思います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 土上議員の質問にお答えをいたします。

お金のというか、財政的な心配はもちろんありますけれども、今の現状、そしてこれからも子どもたちがよい環境で保育を受けるために4つを残したいと、そういうふうに判断したわけでございます。先ごろから申し上げておりますけれども、相見と南部だけではそれぞれ狭過ぎないかと、また、それがよくない環境と思われれば、また子どもの増加にもつながらない。増加も難しいとは思うんです。ただし、私たちそれにしっかりチャレンジしていかなければならないですし、そのための基盤となる施設はちゃんとしておかなければというか、4つを当分続けていきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） まず私のほうからも、本日大変お忙しい中、このように多くの方々が傍聴に来られていることに対して、心から敬意を表する次第でございます。

私のほうからはいささか緊張もしながら、2点ほど町執行部に質問をしたいと思えます。

まず初めに、下水道事業会計の今後の運営と問題点についてお尋ねをいたします。

下水道は快適で衛生的な生活環境を提供する上で、水道、電気とともになくてはならない施設であり、町民負担は定住人口、若者定住なども含め、生活をする上で負担は少ないほうがよいと思うのが多くの人々の願いであります。しかしながら、下水道事業会計は経営状況が悪く、一般会計から負担をしないと資金不足を起こすという厳しい状況から、経営の健全性が求められるため、平成28年に使用料の見直しがやむなく行われ、その後、町長が平成30年6月収納分から基本料金を500円値下げをする条例改正案を提出、実施されて

きているところであります。

当時の説明では、この改正により以前より約2,000万円収入が減る。さらには基準外繰越金、つまり一般会計から下水道事業への補助金の見込み額は、平成31年で8,700万円、平成32年では9,700万円、平成33年度1億300万円、平成34年度では1億800万円との説明でありましたが、しかし、ことし3月定例会で提出された今後の下水道会計財政見通しでは、今年度の一般会計からの基準外繰越金1億6,000万円、平成32年度2億900万円、平成33年度2億2,200万円、平成34年度2億1,300万円となっております。なぜ、1年の間で数値がこれだけ大きく変わったのか。今年度だけでも7,500万円ほど高くなっており、令和2年からは1億円以上の開きがあり、何が原因でこのような大きな違いとなったのか、お聞きをいたします。

今定例会での資料の中の判断比率等の審査意見の中で、特に下水道事業では、料金改定により減額補填や資金不足の対応のための基準外繰越金が増加をしたことにより、実質公債費比率が悪化をしており、一般会計の財政運営を圧迫しつつあるとも言われております。今年度も一般会計から1億6,000万円、来年度は2億円以上、一般会計から補助をしなければ資金不足が起こる状況であります。下水道事業会計は地方公営企業法にのっとった独立採算制をとる会計であり、2億円という大きな額を本来の住民サービスに充てないで下水道事業に補助されていかれるのか、今後の運営についてのお考えをお聞きいたします。

また、これまで町長は基本料金500円の値下げをするのみで、これらの大きな問題について何か検討や取り組みをされてきたのかもお尋ねをいたします。

次に、歩道のない道路の安全対策についてお聞きをいたします。

近年、通学途中に児童が犠牲になる事故が全国的に多発をしており、安全・安心に通学できる道路環境の確保が必要となってきております。道路は車と歩行者が分離をして利用できるよう、歩道が整備されていることが交通安全上望ましいのですが、必ずしも全ての道路に歩道があるとは限りません。当町には国道、県道、町道があり、歩道と車道が区別をされていない道路では、路側帯に白い区画線で境界を路面上に表示をしております。しかしながら、区画線が見えにくい、また消えている箇所も多く見受けられます。

例えば、県道宝達今浜線ではありますが、この道路は小学生を初め一般の方々も多く利用されており、さらには通学路にも指定をされております。今浜交差点や小学校の前の縁石は黄色くペイントされ、車のドライバーからも視覚的にわかりやすく、注意を促されている箇所もございます。このように、わかりやすい色で区別をすることも非常に大事なこと

であると思っております。

そこでお聞きをいたします。近年、多くの自治体では児童、高齢者などが利用する通学路、生活道路において、グリーンベルトが設置をされております。路面上に緑色の線を引き、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分できるようにし、交通事故を防止することを目的として設置をするものであります。町としてのグリーンベルト設置についての考えをお聞きし、私の質問を終わります。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 8番 守田議員の御質問にお答えします。

まず、下水道事業会計の運営と問題点についてですが、下水道事業は地方公営企業法にのっとり、独立採算制で事業運営を行う必要がございます。基準外の一般会計からの繰り入れが多くなると、その他の住民サービスに充てられる予算は減少いたしますが、下水道使用料の町民への負担を軽減するために基準外の繰り入れを行っております。また、財政比率の悪化などの対策については、処理場の統廃合などの整備を行うことにより、維持管理費の縮減を行うとともに、接続率の向上に努めてまいります。

次に、グリーンベルトについてですが、グリーンベルトは歩車道が区分されていない道路において、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に明瞭に区分できるように設置するもので、交通事故を防止するために効果的な対策であると考えています。町としては、通学路をメインにグリーンベルトの整備を考えており、現在、グリーンベルトが必要な通学路の場所を各学校に確認をしながら取りまとめを行っております。また、グリーンベルトを設置するに当たって、維持管理のあり方や設置費及び交付金事業の活用を検討いたします。

今年度中にグリーンベルトの整備計画を立て、来年度以降、優先順位の高い箇所から整備を実施してまいりたいと考えております。

詳細については所管の課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 8番 守田議員の御質問にお答えいたします。

平成29年12月議会、全員協議会と平成31年3月議会で説明した基準外繰り入れについて、平成31年度の金額に約7,500万円と大きな差が生じました。その要因については、一般会計繰入金金の算出方法がこれまでと異なり、平成30年5月、平成29年度決算統計作成時に石

川島から算出方法が示されました。再計算した結果、基準内の繰入額が減額となり、基準外繰り入れが増額となりました。平成29年12月にお示した令和4年度の預金残高が1,000万円を割り込む結果が出たため、平成31年3月の資料作成時において、資金確保を行う観点から、分割して計上したため、基準外繰入金の数値が大きく変わったところがあります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 基準外の数値が大きく変わったのは、基準内の基準が変わったからだとの説明でございました。これは資料を提出する前に変わっていたのか、資料を提出してから変わったのか、その辺が少しわかりづらかったので、もう一度お願いをしたいと思いますし、また、町長は常に下水道事業会計の財政状況を検証と言っていたが、やはりこういうことを検証しながら、どういった状態になっていくのかは見ておられたと思いますし、以前、基準外の繰越金に対して一般会計から多額の予算を入れなければいけない。そのためには町全体の事務事業を精査し、捻出をしていきたいとも言っておられました。しかしながら、今後2億円以上という当初からの思いと大きくかけ離れた予算が一般会計から、本来の目的と違った形で下水道事業へと費やしていかれるわけでございます。

すなわち、こういったことに対しても恐らくは先般行われておりましたタウンミーティングの中でも説明はなされてきているのであろうというふうにも思いますし、この2億円という大きな額を補助していくに当たり、町民の理解をどのようにとっていかれるのか、また、下水道料金を今のまま維持していくのは、やはり少しでも町民負担をかけないためだというふうにおっしゃっておられましたし、その財源の削減に当たっては処理場の統合などをしていき、運営、経費面を削減していくというようなことではありましたが、しからば、一般会計だけで考えますと、いつまでたっても先の見えない小学校、保育所の統廃合もしっかりと年度を示していくべきであらうというふうにも思いますし、方針が変わるたびに費やされる調査費、そういったことのないように、一般会計を安定していかなければ下水道のほうへなかなか捻出をしにくいではないでしょうか。そういったことが今後の大きな問題になってくるとおっしゃったので、質問をさせていただきました。

町民の理解はどのようにとっていくのか。今後、そのようなことも考えながら、どういった運営方針なのか、再度お聞きをすると同時に、グリーンベルトについては、今、調査

段階だというようなことでもございました。以前にも白線の問題で議会のほうでも質問をしたことがございます。私、例えばと、県道宝達今浜線、言いましたけれども、あそこに対しての白線の引き直しと同時に、こういったグリーンベルトについて県のほうへ要望をなされたのか、なされていないのか。なされていないのであれば、やはり早急にしていくということが大事であろうというふうに思いますし、現在、見守り隊等いろいろな方々のおかげで大事には至っておりませんが、やはり一日も早いグリーンベルトの設置をお願いをし、再質問といたします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 8番 守田議員の質問にお答えをいたします。

下水道のことにつきましては、御指摘のことは御もっともだと考えております。また一方で、下げる判断をした際にも申し上げておりますけれども、低所得者の方への配慮、また定住促進をしっかりと進めていかなければならない、そういった考えの中で少しでもということで行ったことでもございますし、また、健全な運営ですね、財政面でもそうです。そして、これから先も継続的に、ハード的にもしっかりとやっていかなければなりません。そういったことを重々配慮し、また、財政のあり方にもしっかりと配慮しながら事業を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 松栄参事兼総務課長。

〔参事兼総務課長 松栄 忍君 登壇〕

○参事兼総務課長（松栄 忍君） 8番 守田議員のグリーンベルトに関しての再質問でございます。

県道部分でございますけれども、私のほうからはまだ、直接その管理者であります羽咋土木事務所のほうには、まだ協議はしておりません。今後、必要な箇所を取りまとめが終わった段階で、当然、今御質問にございました路線、これは当然優先順位が高いと考えておりますので、県道部分については誰がするのかということも踏まえて早急に協議をして、また、早急に設置をしてまいりたいと思っております。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 平成29年12月にお示しした後、平成30年5月に県のほう

の指導があったということで、その後に訂正したということになります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 8番 守田幸則君。

〔8番 守田幸則君 登壇〕

○8番（守田幸則君） 一般財源から下水道事業会計、基準外の繰越金をしていくに当たり、町民の理解はとっていくのかという部分に対しての答えがまだなかったかなというふうに思いますし、当然、下水道料金、高いより安いほうがよろしいかなというふうに思うんですけれども、その背景にはやはり人口問題、人口の定住、若者の定住、そして一番大事なのは子育て支援であろうというふうに思うんです。しかしながら、高齢化社会の中、水洗化率も恐らくは下がっていくであろう。そういったことも考えながら、今後どうやっていくかが一番大事なことでもあろうかなというふうに思っておりますし、先ほど提案理由の中にもございました、今後の財政見通しでは高齢化に伴う社会保障から始まり、地方交付税や税収などが人口減少により削減、減少は確実であり、財政運営はますます厳しくなると予想されますというところから、どのようにしてこの財源を確保していくかが一番大事なところであろうというふうに思います。

下水道のほうは処理場、統廃合され、それに係る経費を削減する。しかしながら、一方で学校の統廃合問題はなかなか進まない。そういったことでは、私は一般会計が圧迫され続けるおそれがあるというふうにも感じ捉えられます。その辺をやはりスピード感を持ってやっていかなければいけないというふうにも思いますし、先ほど県道の要望に対しては全てをまとめてから関係機関へ要望していきたいとのことでしたが、なぜ、その道路を例えに挙げたかといいますと、非常に狭くてカーブもあり、見通しの悪い道路で、多く子どもたちが通っており、現在、白線がうっすらとしかついておりません。グリーンベルトは緑の線だけ引くのではなくて、当然白線も引いてあります。白線の横をやはりすぐにでもしておき、その後グリーンベルトでもよろしいのではないのでしょうか。何が大事なのかを見きわめながら、早く要望するものに対しては早くしていただきたいというふうに思います。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 8番 守田議員の質問にお答えをいたします。

下水道事業、また料金に関して、町民の方への御理解を求めていく。これは大切なこと

でございますので、折を見て説明をさせていただく。また、政策にももしも変更があるなどしたときにも大切に説明をしていかなければと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 松栄参事兼総務課長。

〔参事兼総務課長 松栄 忍君 登壇〕

○参事兼総務課長（松栄 忍君） 守田議員のグリーンベルトのみならず、それを含めた白線ということでございます。交通安全という観点からグリーンベルトにとらわれず、できることから早急に対処していきたいと思っております。この白線部分についてはたしか地元からの要望にもあったと承知しております。そのあたり、道路管理者である県土木にも早急に、また再度お話をさせていただきたいと思っております。

○議長（柴田 捷君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きます。

午後0時09分休憩

午後1時00分再開

○議長（柴田 捷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 勝二正人君。

〔2番 勝二正人君 登壇〕

○2番（勝二正人君） 私は町の特産物に対する盗難防止対策及びドローンの活用について質問いたします。

近年、生産者の方々が丹精込めてつくられた農作物が盗まれる被害が各地で起きております。これは、生産者の意欲と町の活気、安全を失わせる深刻な問題であります。この宝達志水町も例外ではなく、特産物であるルビーロマンを初め、多くの農家の方が被害に遭っていると聞いております。そこで、盗難防止対策が必要であり、生産者が行う盗難防止対策として、防犯カメラ、センサーライト等を設置する。また、地域で行う防止対策として、不審者を見つけた場合の情報を連絡するチラシを作成して掲示、配布する等の対策が必要だと思っておりますが、費用がかさみます。そこで、実態を把握し、盗難防止対策のための助成金制度等の対策を検討してはいかがでしょうか。

次に、ドローンの活用について質問いたします。

自治体におけるドローンの活用への関心が高まり、新しい産業の創出、物資の輸送のほ

か、防災、災害対応、農林業、観光、マラソン大会、教育など幅広い分野で活用が期待されております。役場においても既に1台のドローンを保有していますが、どのように使用しているのでしょうか。また、各自治体の活用を参考に事例研究を行い、積極的な活用を促してはいかがでしょうか。例えば、子どもや若者がドローンを操縦できる教室を開催するなど、ユニークな取り組みを行って町の活性化につなげたり、職員が正しい知識と技能を習得し、幅広い活用を進めるために講習会を実施するなどの取り組みが考えられます。

加えて、非常時のために予備機も含めて台数を増やすなどの検討も必要になるかと考えますが、いかがでしょうか。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 町長 實達典久君。

〔町長 實達典久君 登壇〕

○町長（實達典久君） 2番 勝二議員の御質問にお答えします。

まず、農産物の盗難防止対策についてですが、町の特産品としてはルビーロマン、シャインマスカットなどのブドウや黒イチジクに代表される押水いちじくが挙げられます。その中で、ルビーロマンは超高級品として高い評価を得ており、生産農家は最大の産地であることを励みにしておられます。農産物の盗難は生産農家のはかり知れない苦労を踏みにじるものであり、あってはならないことであります。町としましては、まず盗難被害の実態を把握し、農家やJA、警察とも協議しながら、他市町の事例を調査し、盗難防止対策を検討していきたいと考えております。

次に、ドローンの活用についてですが、町ではドローンを歩いて確認するのが困難な箇所や、災害現場などの撮影に活用しております。子どもたちへのドローン操縦教室などについては今のところ考えておりませんが、御紹介のとおりさまざまな分野で活用が進められております。そして、きっとこれからどんどん進んでいくものだと考えられます。ドローンの映像を駆使した事業やイベントなどについては、今後調査の上、大いに活用を進めていきたいと考えております。

ドローンなどの無人航空機の取り扱いについては、空撮等に従事している業者から助言を受けており、今後、操作を行う職員の研修を実施したいと考えております。予備機を含めた台数の増加については、必要に応じて検討してまいります。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、5番 塚本勇仁君。

〔5番 塚本勇仁君 登壇〕

○5番（塚本勇仁君） 私より、2点質問をさせていただきます。

災害時の集会所の整備は万全かということでお伺いをいたします。

8月上旬に各地で行われた防災訓練についてお聞きいたします。

果たして、自主避難所に各地区の集会所は避難所として適切なのでしょうか。災害の種類によっては会館が危険な場合もあるのではないのでしょうか。会館に避難をしても今後の情報や次にとるべき行動、救援情報の連絡方法が定まっていないため不安であるという声もありました。各集落と連携をとって避難所として可能な災害を明示して、地域住民に徹底をさせる。災害時に集会所の開設を町として求めていることから、一種の避難所とみなし、情報収集の整備、また役場との連絡手段を整備しておくことが望ましいと考えますが、役場のほうとしてはどのようにお考えでしょうか。

次に、広域農道の冬期間の管理をどうするということ、杉野屋から紺屋町まで14キロメートル、開設時より現在まで冬期間通行どめとなっておりますが、解消方法はないのでしょうか。冬期間になると、針山、宝達、東間、紺屋町といった4カ所にバリケードを設置して、針山から紺屋町を通行規制をしておりますが、本当にそれでいいのでしょうか。危険箇所にはそれなりの解消方法があると考えますが、どうでしょうか。解消策の一つとして、県などと連携をして融雪剤などの購入協議、また除雪車のリース協議など方法はたくさんあると思いますが、どうでしょうか。

県の補助をいただいて完成をした道路であります。今まで数年にわたり通行どめとしておるといことは、町としてどのようにお考えなのかお聞かせください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 5番 塚本議員の御質問にお答えします。

まず、会館等の避難所使用についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、会館等は災害の種類によっては危険な場合があり、今後、自主避難所としての使用が可能かどうか、集落と協議の上で調査し、開設要請時の判断材料とするほか、会館等に明示し、周知したいと考えております。

次に、会館等における情報収集については、原則、集落や自主防災組織として、テレビやラジオ等、機材の用意をお願いしたいと存じます。

また、町と会館等との連絡手段は電話や防災行政無線の無線機を使用するほか、災害時に連絡可能な体制をつくってまいります。

次に、広域農道の冬期間の管理についてお答えします。

冬期は杉野屋から針山までの区間は除雪を行い、それ以南の押水放牧場前交差点までの区間は通行規制を行っております。規制区間においては生活道路として必要な一部路線において除雪を行っております。県の払い下げ車両の取得については、県からの情報をもとに必要性や車両の状態などを考慮し、購入を検討しております。

また、融雪剤の散布については、現在、町で1台車両を所有し、散布を実施しております。広域農道は坂道やカーブが多く、スリップ事故の多発が懸念されることから、散布を行うとすれば必要な範囲が多くなり、交通量や散布に伴う経費等を勘案しますと、大変難しいと考えます。

最後に、広域農道の全線除雪の実施については、安全性と費用対効果を考慮し、これまでのとおり冬期通行規制を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 次に、4番 林 稔君。

〔4番 林 稔君 登壇〕

○4番（林 稔君） 令和元年9月の一般質問、3点について質問させていただきます。

まず最初に、税金等のクレジットカードによる納税について。

税金の納税については、多くの選択肢があってもいいと思いますが、クレジットカードによる納税は24時間どこにいてもできるので、町民の中でも必要としている人がいるのではないかと思います。全国でも200近い自治体が行っています。納税者や町の負担もありますが、メリット、デメリットを考えた上で、町として導入を検討してはどうでしょうか。

また、エディやスイカ、ペイペイなどの決算システムの利用者も大変増えているので、全ての支払いについて利用できないか、町として対応ができないか、お聞きいたします。

次に、小・中学校の現場への支援についてお聞きいたします。

スクールサポートスタッフについて、現在2校の学校で配置がされております。配置されている学校とされていない学校でお話を聞いたところ、されている学校は大変喜んでおられ、本当に業務にも助かっているとお話を聞きました。されていない学校では、できればしてほしいという意見を聞いております。まず、業務内容はどういうことで、導入後

の効果はどうかということをお聞きし、町独自で配置できないか、お聞きいたします。

また、来年度から小学校での英語の授業が多くなると聞きますが、ALTの増員は必要ではないのでしょうか、お聞きいたします。

最後に、証明書の申請を簡単にスピーディーにできないかということについてお聞きいたします。

町民の方々から証明書の窓口業務についての相談がありました。そこで、調べた結果、北海道北見市の事例の中に、『「書かなくていいの？」証明書の申請をかんとん・スピーディーに』という取り組みの事例を宝達志水町でも実施できないか、検討をお願いしたいと思います。

住民票、戸籍証明書、印鑑証明などの証明書は年間の取り扱い件数が多く、窓口では日々たくさんの申請があると思います。こうした中、北見市では証明書の申請について、記帳台で申請用紙に記入していただくのではなく、窓口で受け付けをする職員がシステムを活用し、住所や申請内容を印字した用紙をお渡しし、受け付けするスタイルに業務を変更し、たくさんの市民の方々が喜んでおられます。最後に署名することで申請が完了するという、全く簡単なことで多くの申請書を申請することができるとの事例を見、町民の方々から、窓口での業務についての相談を受けた話を思い起こすと、そういった申請業務の見直しをぜひともお考えいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 4番 林議員の御質問にお答えします。

議員のおっしゃるとおり、税においては納付手段の多様化が進んでおり、クレジットカードによる納税もその一つです。クレジットカード納付はインターネットを利用してクレジットカードを用いて納付する方法で、平成30年7月の国の調査によりますと、調査対象となった1,741市区町村のうち196団体が導入しています。県内では1団体が導入しています。クレジットカード納付のメリットは、納付のために外出することなく、夜間や休日でも納付できるということで、納税者の利便性が向上します。デメリットとしては、現在、本町で行っている口座振替や納付書による納税にはない、納税者負担となる決済手数料が生じることが考えられます。

町のクレジットカード納付の導入効果として、納税者の利便性が向上する一方で、町は

導入のための多額のシステム改修費用や、利用者の有無にかかわらず、月額基本料金を負担する必要があります。また、既に導入している自治体の状況を見ますと、クレジットカード納付の利用率は1%未満と、低い状況です。これらのことから、費用対効果等も考えまして、クレジットカード納付の導入は慎重に判断する必要があります、すぐには踏み切れる状況ではありません。本町としましては、当面の間は納め忘れのない口座引き落としによる納税の推進をしていきたいと思っております。

同時に、納付手段の多様化が進んでいる現状を踏まえ、現在、県内でも普及が進んでいるコンビニエンス・ストアでの納付を初め、さまざまな納付手段について、税のみならず、保険料など町の他の徴収金を含めて利用できるよう、調査・検討していきたいと存じます。

次に、証明書の申請についてですが、現在は住民票の写しや戸籍証明など種類によって交付請求書の保存期間が異なることや、手数料の誤徴収を勘案し、証明書の種類ごとに用紙に記入の上で請求をいただいております。複数の証明書請求の場合にはそれぞれの交付請求書を記載していただいております。しかし、各種証明書を1枚の請求書で対応することは可能ですので、申請方法の変更を早急に検討していきたいと考えております。

また、参考事例としてお示しいただいた北海道北見市のシステムは、請求書を書く手間は省けますが、聞き取りをしながら進めるため、マンツーマンでの対応となり、窓口滞在時間が長くなるというデメリットがあります。北見市のシステムとは異なりますが、マイナンバーカードや運転免許証に格納された情報を活用して請求書に自動印字するシステムなどもあります。今後は、請求書の見直しやシステム導入について検討し、よりよい住民サービスに努めていきたいと思っております。また、住民票の写しや戸籍証明などは窓口へ来庁して請求用紙を作成する必要がないマイナンバーカードによるコンビニ交付サービスの利用促進に引き続き努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（柴田 捷君） 教育長 北山茂夫君。

〔教育長 北山茂夫君 登壇〕

○教育長（北山茂夫君） 4番 林議員の御質問にお答えいたします。

初めに、スクールサポートスタッフについてでございますが、現在、本町では宝達中学校と志雄小学校の2校に配置いたしております。学校における業務改善事業として、教員免許がなくてもできる業務に取り組んでおります。また、その業務内容の具体例といたしましては、一つに、教頭に対する補助として、会議録印刷・製本、PTA関係の封筒詰め

などがあります。次に、情報担当に対する補助といたしましては、ホームページ更新などの業務があります。3点目に、その他教諭に対する補助として、授業で使用するプリント類の印刷、ラミネート・イラストなどの切り貼りといった教材の制作や掲示物の張り出しなどがあります。

そして、このような補助が教師にとっては業務の効率化と負担軽減となるところから、学習指導や生徒指導により集中できるという効果が出ております。

そこで、御質問の今後の増員計画でございますが、現在、来年度における県補助の有無について情報を収集しているところでございます。今ほど申し上げましたように、スクールサポートスタッフの配置が教員の働き方改革を推進し、結果として児童の学力アップに大いに資するところから、県補助の有無にかかわらず、できればもう1名増員したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ALTの増員についてでございますが、現在、本町では小学校5校に対し、英語専科の教員1名と、その補助としてALT1名の計2名体制で外国語活動を行っております。そして、この外国語活動としての英語の授業時間については、5、6年生では週1.5時間程度、3、4年生では週0.5時間程度となっております。そんな中、来年度からは5、6年生の英語が、国語や算数と並んで正式な教科となるところから、これまでの週1.5時間程度から週2時間の授業となります。また、3、4年生は正式な教科とはなりません、外国語活動としてこれまでの0.5時間程度から週1時間の授業となり、授業時間がトータルで大幅に増加いたします。

しかし、これに伴い英語専科の教員がもう1名増員されるところから、来年度の英語教育は英語専科教師2名、ALT1名の計3名の体制となる予定でございます。ALTに関してはあくまでも補助的な役割でありますので、次年度直ちに増員をとっては考えておりませんが、児童にとってはより自然な英語を聞き、話す機会が増えることが望ましいところから、来年度の3名体制による授業内容をよく確認、点検した上で、必要とあればALTについてもできるだけ速やかに増員したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁を終わります。

○議長（柴田 捷君） 次に、11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水支部を代表して、町民の皆さん方から

今、切実に要望されている4点について一般質問いたします。

第1点目は、豚コレラ対策についてであります。

昨年、9月9日、岐阜県の養豚場で家畜伝染病の豚コレラが26年ぶりに発生して、1年たった今なお発生が続いています。豚コレラは人に感染することはありませんが、感染力が強く、高い致死率が特徴であるにもかかわらず、治療法がないために家畜伝染病に指定されております。今回の豚コレラウイルスは過去に国内で見つかっていないタイプで、国外から持ち込まれた肉製品からイノシシを媒介して感染が広がったと指摘されています。肉製品の違法持ち込みを見逃した政府の水際作戦が感染拡大の大きな原因の一つだとも言われております。そもそも農水省の家畜防疫官の増員が、訪日外国人が急増していることに追いついていないという問題があります。ですから、豚コレラ発生と拡大の責任は畜産農家のせいにされてはかなわないという声が全国の畜産農家の正当な声だと思います。

そのため今年の2月7日、日本共産党の国会議員団が農水相に対し、防疫措置と感染被害を受けた農家への全額補償、畜舎消毒などの経費や営農再開に向けた万全の支援を申し入れました。日本共産党の石川県議会や日本共産党の能登地区委員会も、8月8日に農水省に要望のために上京しております。農水大臣は、政府の責任についてはまだ認めておりませんが、検疫体制強化の必要性は衆議院の農水委員会で認めております。発生農家や周辺農家に対しては殺処分した家畜に対する手当金などの支援制度がありますが、殺処分を行った農場はすぐに再開できても、新たに豚を購入し、雌豚の妊娠を経て子豚が育って市場に出せるまで、最低でも15カ月かかります。その間の生活や経営への支援が求められていますが、現状では融資に頼るしかありません。

また、発生農家への殺処分家畜手当金、特別手当金、こういう制度は殺処分時の豚の月齢で決まるため、成長して出荷した場合に得られるはずだった金額との差が十分に補填されないという欠点を持っています。農水省は家畜防疫互助基金がある、こういう説明をしているようですが、この基金調べましたら、あくまでも家畜導入までの空舎部分の固定経費などを支援するもので、金額も、例えば種豚の実勢価格と比べても3分の1程度の補助に過ぎない、こういう不十分なものであります。救済措置の実情は被害農家が経営再開への意欲を失ってしまう、そういう支援の状況であります。私が調べたところ、石川県では今行われていませんが、愛知県や岐阜県では農家が殺処分家畜の手当金等見込み額を上限に金融機関から借り入れる際、県が利子と保証料を負担するということで実質無利子、無担保で融資を受けられるようにしています。それでも不十分なものであります。

言いわけと責任逃れが目立つ農水省はとうとう豚への直接のワクチン接種は国際的に非清浄国扱いになることによって、清浄国への輸出ができなくなるとともに、他の非清浄国の輸出を断る理由がなくなるとまで言い出しました。しかし、豚肉の国内の産出額は6,500億円で、そのうち豚肉輸出は約10億円のみです。しかも、現在の輸出相手国はいずれも非清浄国であるため、ワクチンを直接豚に接種しても引き続き輸出することが可能です。加えて、非清浄国の多くが病気が違う口蹄疫の非清浄国であるため、それらの国からは引き続き豚肉輸出は日本にはできません。

さて、今月5日、アステラスで県養豚協会の役員と県議会の農業研究会との意見交換会で出された養豚協会側の豚コレラ対策の主な要望が地元紙にも紹介されていましたが、豚コレラワクチンを直接豚に接種してほしいとの要望だったと認識しております。豚コレラワクチンを直接豚に接種してほしいとのこの要望、日本養豚開業獣医師会が同じようにことし二度にわたって国に要望している豚コレラ対策と同じだと思いますが、いかがですか。

次に、町行政の対応について2点お聞きします。

豚コレラが発生して1年がたちますが、この間、町内の養豚業者の方々との懇談、要望の聞き取りなど、町は行ってきたのかどうかお聞きいたします。

2番目に、町単独で豚コレラ対策ができる制度には条例上何があるのか教えてください。

次に、この問題での町の役割についてお聞きします。

農水省がことし2月に発生防止強化策を打ち出してから感染拡大が終息していません。養豚農家は不安にさいなまれ、ウイルスの侵入を防ぐための必死の努力を今現在しておられます。もはやこれまでどおりの衛生管理基準の遵守、徹底という国の防疫方針は限界にきていると思います。豚コレラワクチンを豚に直接接種できるよう、町も県や国に強く働きかける必要があるのではないのでしょうか。町長にお聞きします。

次に、子浦区にありますAコープの撤退問題についてお聞きいたします。

1日の利用客数が現在数百名、売り上げは一時期の半分ぐらいになったと従業員の方が言っておられましたが、主に近隣の高齢者の方々が歩いて買い物できる場所としてAコープは大きく地域に貢献してきていると私は認識しています。従業員の方も町民の方々が働かれています。私がこの質問のための調査に訪れたときには、買い物をしている方が「年がいくとときどきは生もの、刺身が食べたくなる。それができなくなるのはつらい」という話を聞かせてくれました。また、ほかの方は、「これまで何十年と志雄病院や宝達志水病院で診てもらい、ここで買い物をしてデマンドタクシーで山に帰る。そうやって生活が

成り立ってきた」など、声を聞かせてもらった方々には9月でAコープが撤退することを受け入れられない声であふれていました。

私は、AコープがAコープ独自の経済的な理由で撤退するので、行政は何も言えない。こういう立場は行政はとるべきでないと思います。町民のためには、せめてかわりに進出してくれるお店が見つかり、決定するまでの営業継続をお願いするべきだと思っています。ところで、営業継続のために町はAコープに何ができるのかという話し合いができる関係、つくってきたのでしょうか。残念ですが、私にはAコープさんからの話を聞いて、行政からのそういう強い働きかけがあったとは思えません。私がこの質問をする書類を町に提出したときに、「最近役場から何か話を聞きに来た」と従業員の方が言われていたぐらいです。

私がAコープさんに話を聞きに行ったときには、「今、急に撤退を決めたわけではない。やめようと思ったけれども、10年間の営業努力をしてきた。ここに来て、私が思うに消費税増税によるレジの交換、内装の改修、冷蔵庫の交換など、新たに資本を投下して、それが回収できるかどうかの判断した結果が、ことし9月までの撤退を決めた理由だ」こう語っておられました。10年も前から悩んでおられたんです。町内の業者の方々は、町の雇用の場を提供するだけでなく、さまざまな形で町民の暮らしを支えています。行政が日常的に町民の暮らしのために、全ての町の業者の方々と意見交換ができる関係をつくってこられなかった背景には、一体何があるのでしょうか。そんな問題意識でお聞きいたします。

近隣の子浦区、吉野屋区、荻市区、聖川区の4つの区の区長さんたちが連名でAコープ撤退についての要望を町に上げていますが、いつのことか、また、どんな要望か教えてください。

次に、Aコープに買い物される方はどういう方々で、どれだけの町民が利用しているのか、御存じなのかお聞きいたします。そして、Aコープがなくなったらどんな影響を町は受けるのかもお聞きします。

次に、Aコープには正式に撤退してほしいという要望を町は出されたのですか。撤退の原因は何だと思っておられますか。お答えください。

最後に、ことし3月に町で中小企業及び小規模企業振興基本条例が創設されました。第3条には「商工業者の持続的発展が図られるようにする」とあります。4条には具体的な基本的施策が書かれてあります。この条例に照らし合わせ、どのようなことがAコープの撤退問題で議論になったのか。そして町の振興基本条例には商工会が位置づけられておりますのでお聞きしますが、Aコープは町の商工会の会員だったのかどうか、お聞きいたし

ます。

そしてこの問題の最後に、今後の問題としてお聞きいたします。

町の中小企業及び小規模企業振興基本条例の具体化の例として、まちなか商店リニューアル助成制度が群馬県高崎市で創設されて、このまちなかりニューアル助成制度という制度が全国に、今広がっています。店舗の改装や備品の購入などを支援する制度ですが、こういう町業者を支援する制度などを具体化するお考え、お聞きして、次の質問に行きます。

次は、下水道使用料金についてであります。

これまで下水道使用料金の引き下げについては、町長の公約との関係、町の財政状況との関係、高齢者の方々の年金の引き下げによる暮らしの大変さとの関係、子育て支援などとの関係で質問してきています。今回は、平成30年度の町の決算が出たので、この問題を取り上げました。簡単に2点お聞きします。

お聞きする第1は、宝達志水町の財政的状況との関係で、下水道料金の引き下げが可能なのかどうかという問題であります。午前中に守田議員がこの問題でも一般質問しておられました。基準外繰り入れだったもの、これを今回は——基準内としていたものを基準外と名前を変えただけだということがあって、基準外が平成30年度に大きく伸びたということが語られておりました。きょうは、議場におられる方の机上には、議長の許しを得て資料を配付しております。この資料は町の一般会計の実質単年度収支を平成22年度から30年度まで出したものであります。同様に、一般会計から下水道会計に料金引き下げのためなどに支出している金額も出してあります。先ほど言いましたように平成30年度は要注意です。

この資料に基づいてお聞きします。平成23年度に一般会計の単年度実質収支がマイナス7,500万円ありました。その他の年度はずっと平成22年度から黒字です。平成22年度から平成30年度までの9年間、実質単年度収支は2億円台の黒字が2回、3億円台の黒字が3回、4億円台の黒字が平成30年度も含めて2回、7億円台の黒字が1回という状況であります。この黒字で町の債務の繰上償還をやってきて、その結果が急激に県内で上位の財政状況を築き上げました。私は県内でも普通の財政の町に戻ったという認識であります。私は繰上償還そのものを全否定するつもりはありませんが、今一番必要とされている施策は繰上償還ではありません。そう思っています。

今、これまでのような異常な繰上償還を行うと、行政は子どもを増やす施策を思いつかないから、単に税金を繰上償還のために支出していると言われかねません。90年代の無駄

な公共事業が異常な後年度の債務の繰上償還をせざるを得なくさせました。無駄な公共事業も異常な繰上償還も二重に町民を苦しめる施策であります。無駄な公共事業をやらなければ町の借金も計画どおり減っていきます。今年度予算で米出地区を通過しないで米出インターへ続くバイパスなどの無駄な公共事業に数億円も税金を支出するやり方が町の借金を増やして、異常な繰上償還をしてきたということを肝に銘じるべきであります。

国道から能登カントリーを経て、米出インターにつながる立派な町道の利用ができるのに、時間も3分と変わらないのに、何のための、誰のためのバイパス工事なのかが今、問われています。ずっと続く町の財政の黒字かつ町内の県内でも上位の財政状況で、無駄な公共事業に投資するお金がありながら、なぜ子育てや高齢者の暮らしを圧迫する下水道料金の改定を行わないのかが町長に問われています。いかがでしょうか。

最後に、災害対策、特に大雨の災害対策に絞ってお聞きいたします。

ことしも異常気象のもと、過去になかった災害が国内で発生しているのは、詳細は言いませんが、周知の事実であります。宝達志水町で市街地で大雨の災害対策に絞って考えるとき、平成29年度の大雨による災害の教訓と防災対策についてお聞きしなければなりません。まず、そのときの降雨量についての詳細、お聞きします。

次に、その災害の原因、具体的にはなぜ、いつも同じ箇所で大雨による災害が発生するのかについてお聞きします。毎年、6月から9月の4カ月間、1年の3分の1の期間、雨が降れば不安で仕方がない町民がおられるのを町長は認識されていますか。平成29年度の大雨は被害者の方々の怒りをとうとう呼びました。被災者の方々は何でほかのところが大丈夫なのに、雨でうちだけいつもこんな被害を受けるのか。この声が共通のお怒りの声がありました。細い長者川の水があふれて敷浪や柳瀬で冠水、床下浸水。北川尻では県が中洲の除去を怠った前田川があふれ、住民が被害に遭いました。

同様に免田のエスケ川は前田川に水が流れ込まないために、床下浸水間際の被害でした。今浜新道では構造的に国道のある箇所に今浜新道全体の水が集まってくる構造になっていることと、排水の道がつくられていないという行政の不作為とも言える状況が原因で、1年の3分の1を不安な思いで過ごさなければならない憂鬱を町長は理解されていますか。私は原因をこのように見っていますが、地域整備課の見解、お聞きいたします。

最後に、この問題で町長にお聞きします。

1時間当たり70ミリ以上の大雨が宝達志水町の市街地で降れば、市街地は多くが床下浸水やさまざまな災害、発生すると考えられます。みんなが想定外の異常な自然現象によっ

て被害を受ければ、町民はある意味あきらめもつきます。しかし、これまで大雨で起こっている被害は同じ場所で起こっているんです。原因もはっきりしている。どうして税金で災害対策の計画も立てないのか。そのために納税しておるのではないのか。これが町民の声であります。被災者の方々の声でもあります。町長はこれらの町民の声にどう答えられるのかお聞きして、一般質問を終わります。

以上。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の御質問にお答えします。

まず、豚コレラ対策についてですが、豚へのワクチン接種を養豚農家が希望していることは承知しておりますが、町においてそれが適切かどうかの判断はできかねます。国や県の方針にのっとり協力をしてまいります。事業の継続については、農家が必要とする支援を適時・適切に講じてまいります。

次に、Aコープしおの撤退についてお答えいたします。

AコープしおはJ A全農グループの株式会社ジャコム石川が県内で運営している小売店舗です。撤退の大きな理由は不採算部門の整理で、事業者としても苦渋の決断と聞いております。宝達志水町中小企業及び小規模企業振興基金条例は、平成31年3月に制定したもので、中小企業の発展による地域経済の活性化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的としております。町商工会と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

次に、下水道使用料金についてお答えいたします。

町民アンケートでは、税金等の負担が重く、その軽減を望む声が届いております。下水道料金が子育てや定住の障害の一因であるとの認識は持っておりますが、下水道使用料金以外の施策の充実も必要と考えております。また、県内で一番高いということが値下げをする理由にはならないと考えております。

そして、無駄な事業の例として、米出の道路のお話ございましたけれども、こちらは狭い道路を急いで通過する車が大変多く、米出区からも要望が出ております。決して無駄ではないと考えておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

次に、大雨災害についてですが、本町において大雨の際に冠水等が発生する場所については対策が必要であると考えており、側溝改良や水路の断面拡大等の整備のほか、調査事業を実施しております。町単独での事業が困難な箇所においては関係機関との協議や要望

を重ねてまいります。

その他の質問につきましては、所管の課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（柴田 捷君） 農林水産課長 越野好則君。

〔農林水産課長 越野好則君 登壇〕

○農林水産課長（越野好則君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

9月5日にアステラスで行われました県議会農業研究会と県養豚協会の意見交換会で出された要望につきましては、豚への豚コレラワクチン接種と聞いております。また、日本養豚開業獣医師会が国に要望していることは、イノシシ陽性エリアの地域限定、期間限定での豚コレラワクチンの接種と豚コレラウイルスの封じ込めをすることと聞いております。豚コレラウイルスの封じ込めにつきましては、国・県の指導で経口ワクチンを散布し、イノシシがそのワクチンを食べて免疫をつけることで、豚コレラウイルスの拡散を防止する内容となっております。また、町が単独で対応できる制度についてはございません。あくまで国・県の指導での対応となります。そのため、養豚農家との話し合いや要望の聞き取りなどについては県が窓口となり、直接実施することとなっております。

次に、豚コレラ対策での防護柵ですが、国・県で設置に要する費用の50%を補助する制度がございます。町としましても養豚農家の負担軽減となる支援策を現在検討しているところでございます。

次に、町内の養豚場で豚コレラが発生した場合の被害農家への支援措置についてですが、国は、家畜伝染病予防法での支援として、殺処分家畜等に対する手当金、殺処分家畜等に対する特別手当金、死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金などが設けられております。9月5日に農林水産省豚コレラ防疫対策本部が決定した豚コレラ終息に向けた今後の対策の中で、早期経営再開の後押しに関して、生産者に対する丁寧な相談を実施することが示されております。町としましても、県とも協議し対応策を検討していきたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 企画振興課長 安達大治君。

〔企画振興課長 安達大治君 登壇〕

○企画振興課長（安達大治君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

Aコープの関係についてお答えいたします。

まず、Aコープしおの撤退が発表されました時期につきましては、平成31年2月に株式会社ジャコム石川の役員会で閉店の方針が出され、同時期に役場関係部署に閉店する旨の案内がありました。関係集落からの要望につきましては平成31年3月にありましたが、その内容は別のお店への交通手段について利便性を図ってほしいという内容の要望でございました。この交通手段の見直しにつきましては、毎年度開催しております地域交通会議において検討していきたいと考えております。

次に、Aコープしおの利用人数につきましては、詳しくは不明でございますが、高齢者を含め、この地域にとっては必要な買い物スーパーであると思っております。

次に、Aコープしおが閉店される理由でございますが、近年の競争店の出店等に伴いまして、売上高の急激な減少が続く中、新たな設備投資が困難であると判断したためとお聞きしております。事業者側の経営方針に基づきます決定に対し、町長名で撤退の中止を求めるといった要望は特に行っておりません。また、Aコープしおの事業者は町商工会員となっておりますが、商工会へは特に事前の案内や相談はなかったとお聞きしております。

次に、群馬県高崎市の高崎市まちなか商店リニューアル助成事業。これにつきましては、商業の活性化を目的に、店舗等の改装や店舗等で専ら使用する備品の購入を行うことに対しまして、その費用の2分の1で100万円を限度に補助するというものでございます。今回のAコープしおの場合、多額の設備投資が必要な状況のもとでは、このような補助制度を設けていたとしても、お店を継続していくという判断には至らなかったと思っております。

以上でございます。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 11番 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、下水道使用料金を引き下げる財政的裏づけはないのかどうかという御質問であります。下水道使用料を引き下げるための財政措置としては、町独自財源による基準外の繰り入れを行う必要があります。下水道使用料を引き下げることにより、国が示す単価基準、令和元年度でありますと1立米当たり210円を下回ると、財力がある自治体であると判断され、地方交付税の交付額が減額となります。したがって、下水道使用料の引き下げは財源的に厳しいかと考えております。

次に、平成29年の雨量についてお答えいたします。

平成29年6月30日から7月5日までの6日間の降り始めから、降り終わりまでの総雨量は334ミリでした。この6日間のうち一日当たりの最大総雨量は7月1日に159ミリを観測しております。1時間当たりの雨量については、同日の7月1日の8時から9時に最大で23ミリを観測しております。

次に、道路の冠水や床下浸水が発生する原因であります。地区によって多少の違いはありますが、排水路の断面不足や下流側の河川に大量の雨が流れ込むことで河川内が満水となり、支流、道路側溝や田んぼの用水路などからの水が河川に流れ込まず、水路を逆流し、その逆流した箇所から順次、地盤の低い土地に水が流れ、冠水してしまうことが大きな原因であると考えております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 町長、答弁をお聞きして感じたんですけども、豚コレラの問題でもAコープの問題でも、そこには町民がいらっしゃるんです。仕事をやっている業者の方々、2軒ありますね。旧志雄地区と旧押水地区、1軒ずつありますね。これ、問題が起こったときに不安かどうかという思いをやるというのは大事なことで、この町で起こったことで町長と関係のないということは1個もないんです。そこには必ず生活していらっしゃる人がおるんです。起こったときに、さあ県が対応するだろうで、イノシシの問題で——Aコープ、県に対応するだろうで放っておいたのでは、何のために行政があるか、私はもう、住民は不安になると思うんです。飛んで行って——町長が飛んでいかなくても、担当課が行って要望を聞いてこい。どうしたらいいんだと、県とか国に対してどうしたらいいんだということを聞くのが町長、出すのが町長の役割だと思っておるんです。余りにも豚コレラの問題ではひどい、人ごとだなというふうな思いもあるんです。

これ、ずっと要望されていることが、先ほど言いましたように、イノシシに餌を渡すのではなくて、自分らの豚に豚コレラのワクチンを打ってくれと——1本150円ですよ——打ってくれということなんです。この要望を強く、業者の方々の要望を強く県とか国に届けるのが町長の役割ですよ。県は何か考えるよでは動きませんよ。今、農水省と県で、どちらが責任をとるかということはどうのこうのやっているぐらいのばかなことをやっておるんですから、町長がそこへ行って、要望はこうなんだと示していくことが私は一番大事だと思っています。これ、あくまでも県に任せておだけなのか、ちょっとびっくりした

ので、それをお聞きしたいと思っております。

それと、2番目のAコープは、これも不採算部門だから整理する。それはそうでしょう。今、消費税の増税に伴って消費不況がどんどん広がって、売れないようになってきているんですから。ましてや、レジも変えなければだめでしょう。これを機会にやめる人がいっぱいおるんです。それよりもずっと10年前から悩んでいらっしゃったんです。先ほど町長は副町長と一緒にいろいろなところをランデブーされているようですけれども、ほかのことをないがしろにしているわけではないと言っているけれども、大事なことをやっていないですよ。やはりAコープの問題でも、行って、ずっと町の業者の方々一人一人は、やはり大事な仕事をしていらっしゃるんです。住民が働いておるんです。本当に住民にいろいろな利益を出しているんです。行って、常にそういうコンタクトをとれるような中身にしておかなければだめなんだろうな、行政としてあるんだろうなと思っているんです。

それを、業者の不採算部門を受けるだけだし、俺らは余りそこは口出せない——口出してくださいよ。子浦の町民、荻市の町民、吉野屋の町民、困るんです。山手の人らも困るんです。せめて次の業者、一生懸命見つけるから、そこまでやってくれというふうに言わなければだめだと思うんです。この姿勢がちょっとあっさりし過ぎているというのは、今後影響があるもので、ちょっとこんなこと言いたくなかったですよ。これはやはり言うておかなくてはだめだと思って言いました。ぜひ、しつこく次の業者も見つけるということもやって、常にその業者との関係をとっていく。

商工会任せはだめですよ。商工会にどれだけ入っておるんですか。全国の商工会の会員どんどん減ってきている。ここは知りませんよ。減ってきているんです。商工会任せにしたらだめですよ。商工会任せにしているから町は何もしなくていいというふうになってしまっている。これはだめですよ。商工会に入っていない方々もいらっしゃるから、町は全部それを、目をかけなければだめですよ。一部の商工会に入っている人だけではなくてね。商工会は商工会の方々にちゃんとやっていらっしゃいますよ。それ以外の方々は町でしなければと思っているんです。そこをちょっと今後どうしていくつもりなのか、こういう問題が起こったときにね。ちょっと答弁していただきたいと思っています。

それと、下水道はやはり町長も先ほどちらっと、ふつと言われたけれども、やはり高齢者の年金が下がっている中での生活にもかかわってくる、子育ての問題にもかかわってくるということ、ちゃんと正直に言われましたけれども、やはりここは下げましょう。ここ、資料を出しましたけれども、やはりあと5,000万円から7,000万円で前の料金に戻すことが

できるんです。そして一般会計、平成30年度は4億円も黒字なんです。そのうちの約1割ちょっと、2割も出せば十分前の料金に戻って住民が喜ぶ。それで、前の町長のときは余りにもひどい財政状況だったんですから、繰上償還して余ったやつを全部そこにどんどんどんどん、これはある意味必要な部分もあったんです。やり過ぎたという思いもありますけれども、あったんです。

ところが、今こうやって前の町長のおかげで財政がずっと戻ってきてちゃんとやっていると、これを優先してやるというのはどうかと思うんです。やはり今はもう子どもらの、また高齢者のために本来の地方自治体の役割を發揮していくのが今だと思うんです。

あと数千万円でできるということを言いたいのと、あと、それと4番目の災害の問題なんですけれども、今、調査されているということを町長、言われましたね。もう災害が起きないように調査されると、一体どこの調査をされているのか。そして、その調査をされている場所、先ほど私、指摘した幾つかの、免田とか川尻とか、今浜とか柳瀬とか敷浪とか話しました。そこがかかわっている調査なのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思うんです。

以上。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質問にお答えをいたします。

まず豚コレラのことについてですけれども、お話のとおり町としても情報収集に努めることで、農家の方のフォローに資する、そんなことをしていく必要はあると考えております。一方で、ワクチンの接種につきましては、先ほどもお話ございましたけれども、清浄国であるかどうかというような問題から国際的な流通に関する事、また、その効果に関する事等、町としてそれを接種、行うことが適切なかどうかというところまでは判断をしかねるということですので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、Aコープのことにつきましては、相手方もあることですので全ては申し上げませんが、事業継続を図る上で、もう何もしてこなかったと、何の取り組みもなかったということではないということは申し上げさせていただきたいと思っておりますし、御理解をいただきたいと思っております。

また、商工業については、商工会に任せておけばいいと、そんなことは思っていないと。今、質問の中であった条例につきましても、商工会と役割の分担というか、そういったも

のを明確にしながら連携してやっていかなければならんと、そういったものでございますし、会のほうともそういったお話もしており、任せておくのではなくて、役場としての責任感もしっかりと持ってしていかなければいけないなど考えておるところでございます。

また、下水道の料金ですけれども、その料金の負担が特に重い方への配慮、こういったものは大切なことであると私も思っております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 調査の件ですけれども、今年度、免田地区の前田川の周辺の調査を行っております。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 11番 小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 再々質問ですけれども、災害、大雨の災害、前田川はやっておられる。いいことだと思います。今後、そこだけにとどまらないで、先ほど言ったようなところまで計画されているのかどうか。ここをお聞かせください。前田川で終わりではないと思うもので、そこをちょっとお聞かせください。

それと豚コレラは、町長、先ほど私が言ったやつ、私、インターネットで調べたり、国会とやりとりしながら、今の一番の対策はこれだということを言ったんです。町として見解を持ってないというのは大問題なので、すぐ——副町長は農水省の官僚ですよ。聞けばすぐわかるんですよ。調べてもらえばすぐできるんです。農水省が正直に言うかどうかわかりませんが、今一番の問題は、やはりそこを早く町として見解を持って業者の要望に応じて——業者は注射してくれと言っておるんです。この前の県の農業研究会との懇談会の中で。それで、まだわからん、町として見解を持っているか。見解をすぐ持って、すぐ対応するおつもりなのかどうか、この2点、もう一回お聞きします。

○議長（柴田 捷君） 町長 寶達典久君。

〔町長 寶達典久君 登壇〕

○町長（寶達典久君） 11番 小島議員の質問にお答えをいたします。

豚コレラのことにつきましては、私どもに責任がないとか、何もしませんが、当然そんなことではありません。一方で、先ほど申し上げましたけれども、業者のことは、求めて

いらっしゃることは承知しておりますけれども、国と、また県においては別の方法、ワクチンの散布という方法を現在とっておるところで、繰り返すんですけれども、どちらの方法がというか、接種することがベストなのかということについては、私どもは完全な判断というのはしかねますので、そこはおわかりいただきたいと。また、副町長を通じて国とおっしゃいますけれども、そうしたところで国の方針がそのまま返ってくるんだらうとも思っております。無責任であることはよくない。一方で、我々としてできる十分な判断、必要な判断をした上でやっていかなければならぬと思っておるところでございますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（柴田 捷君） 地域整備課長 藤本清司君。

〔地域整備課長 藤本清司君 登壇〕

○地域整備課長（藤本清司君） 冠水の対策ですけれども、要望——河川の中洲除去等、県とかの要望はしていきたいと思えます。調査ですけれども、順次検討して行ってきたいと思っております。

○議長（柴田 捷君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び同委員の選任

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。認定第1号 平成30年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号 平成30年度宝達志水町病院事業会計決算の認定についてまでの認定8件につきましては、6名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、認定第1号から認定第8号までの認定8件は、6名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長の指名によることとなっておりますので、私のほうから指名いたします。

決算特別委員会の委員に小島昌治君、守田幸則君、土上 猛君、林 稔君、松浦文治君、岩根信水君を指名いたします。

決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

その互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時15分休憩

午後2時26分再開

○議長（柴田 捷君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの休憩中に決算特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長、土上 猛君、副委員長、林 稔君、以上のとおりであります。

◎議案の委員会付託

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。議案第41号から議案第48号までの議案8件及び報告第14号の報告1件については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第41号から議案第48号までの議案8件及び報告第14号の報告1件は、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。委員会審査のため、明9月13日から9月19日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、明9月13日から9月19日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（柴田 捷君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回は9月20日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時28分散会

令和元年9月20日（金曜日）

◎出席議員

1 番	岩 根 信 水	7 番	柴 田 捷
2 番	勝 二 正 人	8 番	守 田 幸 則
3 番	松 浦 文 治	9 番	北 本 俊 一
4 番	林 稔	10 番	金 田 之 治
5 番	塚 本 勇 仁	11 番	小 島 昌 治
6 番	土 上 猛	12 番	北 信 幸

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 金 田 成 人
次 長 浜 坂 浩 幸

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 寶 達 典 久
副 町 長 高 下 栄 次
参事兼総務課長 松 栄 忍
参事兼財政課長 村 井 仁 志
危機管理室長 村 井 康 志
情報推進課長 村 山 敬 一
企画振興課長 安 達 大 治
住民課長 荒 井 雅 子
税務課長 定 免 文 江
健康福祉課長 一 家 剛

健康づくり推進 室 長	小 川 智 子
農林水産課長	越 野 好 則
地域整備課長	藤 本 清 司
会 計 課 長	松 田 真由美
宝達志水病院 事 務 局 長	濱 中 豊
教 育 長	北 山 茂 夫
学校教育課長	岡 田 正 人
学 校 教 育 課 担 当 課 長	笠 松 幹 生
生涯学習課長	定 免 敏 彦
文化財室長	村 井 伸 行

◎議事日程

- 日程第 1 委員長報告
- 日程第 2 委員長報告に対する質疑
- 日程第 3 討論
- 日程第 4 採決
- (追加日程)
- 日程第 1 発委第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
(委員会提出)
- 日程第 2 提案理由の説明
- 日程第 3 議案に対する質疑
- 日程第 4 討論
- 日程第 5 採決
- 日程第 6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（柴田 捷君） あらかじめ申し上げます。町広報担当課及び報道機関からビデオ、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、9月12日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎委員長報告

○議長（柴田 捷君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託しました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、教育厚生常任委員会委員長 林 稔君。

〔教育厚生常任委員会委員長 林 稔君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（林 稔君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る9月17日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その過程と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、中央保育所の改修工事内容、保育士の勤務体制・配属、子ども包括支援センターの設置などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案4件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、議案を提出する際は、方向性、目的をきちんと定めた上で提出されたいとの意見が出されましたことを申し添えます。

最後に、本委員会は、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件の審査の過程と結果について御報告申し上げ、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） 次に、総務産業建設常任委員会委員長 土上 猛君。

〔総務産業建設常任委員会委員長 土上 猛君 登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（土上 猛君） 今定例会において、本委員会に付託されました案件について、去る9月18日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、山の龍宮城改修工事、温泉施設の修繕・指定管理、豚コレラ対策、林道宝達新宮線の災害復旧などについて多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

本委員会では、付託案件について慎重に審査した結果、議案5件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、本委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

これもちまして、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

○議長（柴田 捷君） これで委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（柴田 捷君） 次に、日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

11番、小島昌治君。

〔11番 小島昌治君 登壇〕

○11番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町支部を代表して、令和元年9月議会に上程されました議案8件中、2件の議案に反対いたします。その他6件には賛成いたします。

反対する議案は、議案44号の消費税増税に伴う下水道料金の値上げ、そして役場や病院窓口などでの文書手数料の値上げの議案です。これに反対します。

また、議案45号は、指定給水装置工事事業者の更新手続の引き下げが含まれた議案ですが、町民の多くに消費税増税による上水道の値上げが行われる議案でもあり、反対いたします。

労働者の実質賃金が7カ月連続してマイナス、年金も毎年マイナス、商業販売額も8カ月連続してマイナスであります。明らかなことは、国民は増税前の駆け込み需要をする力もない、そんな状態だということであります。そんなときに、ただでさえ高い町の上下水道料金や、障害や病気をお持ちの方々が必要とする書類発行に消費税増税分を上乗せしていいはずがありません。

賛成する議案は、その他の6件の議案です。そのうち議案41号の一般会計補正予算案について、2点にわたり賛成討論いたします。

1点目は、10月から保育園児の3歳、4歳、5歳児が国の補助により保育料無料となります。ただ、今回、国は、保育料に含まれていた給食費は保護者に負担を課すようにしてしまいました。給食費は大体、幼児1人1カ月4,500円ぐらいと言われていています。これまで旧押水町や旧志雄町、そして合併した宝達志水町は、国の保育料徴収基準の約半分を町が持ち出していました。そのため、保育料金を町独自で低く抑えてきています。子育て支援に頑張ってきた町であります。3年前には県内で初めて2人目からの保育料の完全無料化をするなど、子育て支援には多くの町民の方々の賛同を得ている町であります。

今回、保育料金への町独自の持ち出しを支出しなくてもよくなりました。その金額は、年間約5,000万円です。新たに子育て支援のお金を5,000万円つくることができたのと同じであります。子育て支援に有効に活用できるようにしたいものであります。

今回、この5,000万円のうち約2割ほどを使って、国が保護者から徴収するように言っている幼児の給食費を町が独自に支出することになりました。これは大きく評価するものであります。

2点目は、中央保育所に耐震調査と耐震工事の予算500万円が計上されています。そもそも中央保育所は、旧志雄中学校の敷地に建設することを町長が言われていました。私も

賛成です。町民の方々もその気でいました。

しかし、現在の中央保育所を補修するというのは、その計画を一時中断するという趣旨だという旨、町長より委員会で伺いました。その理由は、ことし行われた県の調査にあります。この調査は、役場近くを流れている川の調査であります。宝達志水町では子浦川だけが対象であります。調査内容は、千年に1回程度起こり得る大雨により子浦川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションしたことによる変更だということでもあります。

それでは、現在の今回補正予算を打った中央保育所は浸水がないのかということ、影響があることが委員会の場で町長答弁で明らかになりました。中央保育所の建物の経過年数と状況を見ると、改修で済ますことができない状況だと私は判断しています。一刻も早く安全な場所と建物での保育の実施を求めます。

そして、石川県には、役場近くの川という限定だけでなく、県が管理責任がある2級河川全てで県民の安全のための今回と同じような浸水域の調査をすることを強く求め、賛成討論いたします。

以上。

○議長（柴田 捷君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

まず、議案第41号 令和元年度宝達志水町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第41号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第42号 令和元年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第2号）及び議案第43号 令和元年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）

の議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第42号及び議案第43号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第42号及び議案第43号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第44号 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第45号 宝達志水町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴田 捷君） 起立多数です。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、議案第46号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第48号 宝達志水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第46号から議案第48号までの議案

3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第46号から議案第48号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（柴田 捷君） 次に、報告第14号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率等については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御賢察の上、御了承願います。

◎日程の追加

○議長（柴田 捷君） お諮りいたします。ただいま議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（柴田 捷君） それでは、追加日程第1 発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 守田幸則君。

〔議会運営委員会委員長 守田幸則君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（守田幸則君） 発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げ、本町においても平成29年4月に追加指定をされ、武道館改修事業や小学校空調設備整備事業等に活用してきたところであります。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えている施策を確立・推進することが重要であります。

本町を初めとする過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、本町議会といたしましては、国会及び政府に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出をし、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。

以上、提案の趣旨を述べましたが、議員各位の御理解をいただき、適切な御決議を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（柴田 捷君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（柴田 捷君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（柴田 捷君） 次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（柴田 捷君） これより採決に入ります。

発委第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（柴田 捷君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（柴田 捷君） 御異議ないものと認めます。したがって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（柴田 捷君） これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第3回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時09分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 柴 田 捷

署名議員 勝 二 正 人

署名議員 松 浦 文 治